

事例コード | 201102

2011年（平成23年） 台風12号による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①災害の概要

平成 23 年 8 月 25 日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風 12 号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、30 日には小笠原諸島付近で中心気圧が 965 ヘクトパスカル、最大風速が 35 メートルの大型で強い台風となった。台風は、いったん西に進んだ後、北向きに進路を変え、9 月 2 日には大型の台風となって暴風域を伴ったまま四国地方に接近し、3 日 10 時前に高知県東部に上陸した。台風はその後ゆっくりとした速さで北上を続け、18 時頃に岡山県南部に再上陸した後、4 日未明に山陰沖に進み、5 日 15 時に日本海中部で温帯低気圧に変わった。

台風が大型でかつ動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が流れ込み、西日本から北日本にかけて、山沿いを中心に広い範囲で記録的な大雨となった。8 月 30 日 17 時から 9 月 5 日 24 時までの総降水量は、紀伊半島を中心に広い範囲で 1,000mm を超え、多いところでは年降水量平年値の 6 割に達し、紀伊半島の一部の地域では解析雨量（※解析雨量とは気象レーダーと、アメダス等の雨量計観測値を組み合わせて、雨量分布を 1km 四方の細かさで解析したもの）で 2,000mm を超えた。

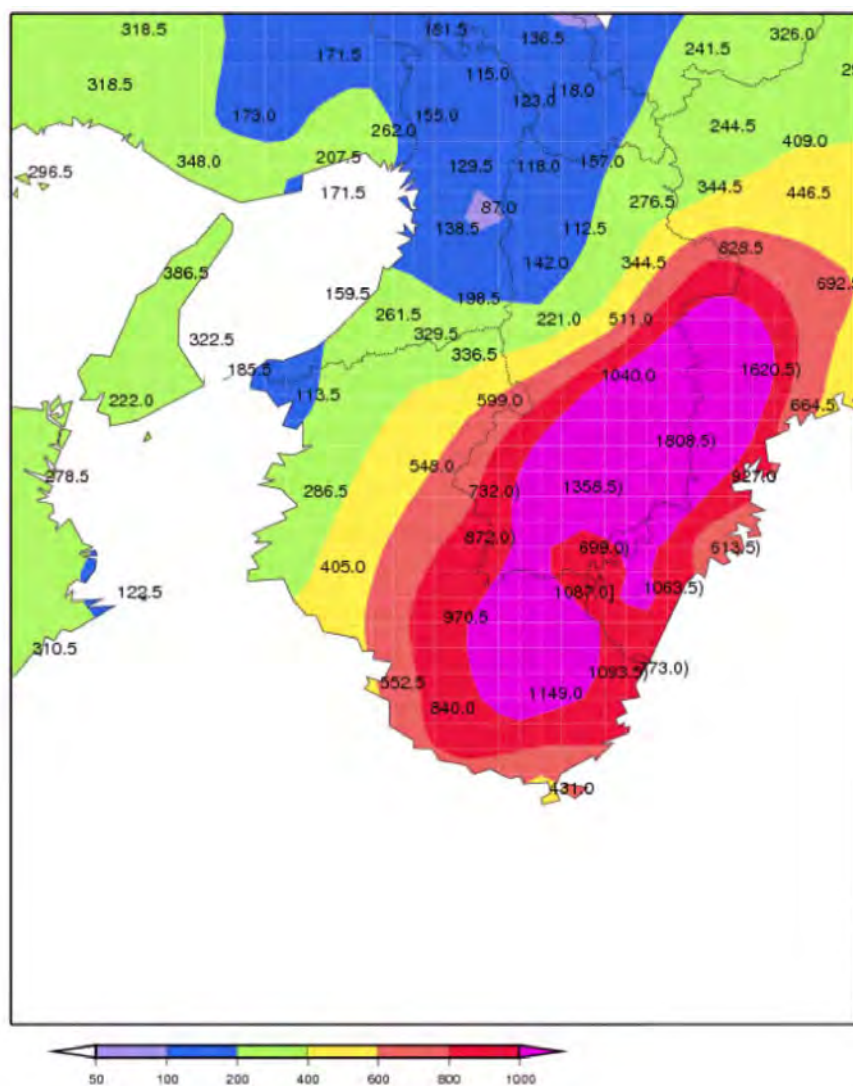


図 アメダス期間降水量（8月30日18時～9月4日24時）（単位：mm）

（出典）田辺市「平成 23 年台風第 12 号による災害の記録」（平成 24 年 7 月）

②被害状況

台風により発生した豪雨によって、土砂災害や河川氾濫等が発生し、全国では死者 82 名、負傷者 113 名の人的被害、住宅の全壊 380 棟、半壊 3,159 棟、一部破損 466 棟、床上浸水 5,499 棟、床下浸水 16,592 棟の住家被害をもたらした。

和歌山県内では、死者 56 名（うち災害関連死 6 名）、行方不明者 5 名という人的被害の他、土石流 58 件、地すべり 4 件、がけ崩れ 34 件の合計 96 件の土砂災害が発生した。

また、公共土木施設被害は 1,181 件発生し、県工事による復旧金額は 368 億 5 千 5 百万円に及んだ。

表 台風 12 号による和歌山県における被害状況（平成 24 年 8 月 31 日現在）

区分	細分	被害額（百万円）	
人的被害（人）	死者	56	
	負傷者	113	
家屋被害（棟）	全壊家屋	380	
	半壊家屋	3,159	
公共土木施設被害（箇所）	河川	842	
	海岸	1	
	砂防	35	
	急傾斜	1	
	道路	288	
	橋梁	10	
	港湾	4	
	合計	1,181	
			21,748
			32
		1,366	
		40	
		12,933	
		629	
		107	
		36,855	

（出典）和歌山県 県土整備部「平成23年紀伊半島大水害の被害と復旧の記録」



図 和歌山県内の被害状況

（出典）和歌山県 県土整備部「平成23年紀伊半島大水害の被害と復旧の記録」

③主な災害箇所

和歌山県内では南部を中心に道路、河川、砂防等に関する被害が発生した。



図 和歌山県内の被災箇所とその復旧状況

(出典) 和歌山県 県土整備部「平成23年紀伊半島大水害の被害と復旧の記録」

④災害後の主な経過

9月2日早朝、新宮市に「大雨・洪水警報」が発令され、その後、新宮市に災害対策本部が設置され、9月3日に那智勝浦町に、9月4日に和歌山県にそれぞれ災害対策本部が設置された。

一方、国においても、9月4日に非常災害対策本部が設置された。

その後、和歌山県は9月5日に災害救助法の適用を決定し、9月14日に被災者生活再建支援法の適用を決定した。

表 災害後の主な経過（和歌山県・新宮市・政府の主な取組）

年	月日	和歌山県・新宮市の対応	政府の対応
平成 23年	9月2日	19:00 新宮市災害対策本部設置	
		20:40 新宮市避難勧告発令（熊野川町日足・能城地区）	
	9月3日	06:21 新宮市一部地域孤立（熊野川町能城山本地区内）	
		18:00 那智勝浦町災害対策本部設置	
		20:40 新宮市避難指示発令（相筋1丁目・2丁目） 以降、23:45まで順次避難指示発令 23:39 県知事より自衛隊へ災害派遣要請	
	9月4日	8:00 和歌山県災害対策本部設置	
			20:00非常災害対策本部設置
	9月5日	災害救助法の適用決定	
9月8日		国土交通省、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報通知	
9月14日	和歌山県被災者生活再建支援法適用	激甚災害指定（閣議決定）	

(出典) 内閣府「平成23年台風第12号による被害状況について」（平成24年9月）、新宮市「紀伊半島大水害 新宮市記録集」（平成27年3月）、近藤他「2011年台風12号豪雨水害における和歌山県紀南地方の市町の対応」（生産研究64巻4号）より作成

2. 災害復興施策事例の索引表

201102	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握		●————→【20110201, p117】 (和歌山県)		
施策2: がれき等の処理				
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備		●————→【20110202, p117】 (和歌山県)		
施策2: 復興計画の作成			●————→【20110203, p118】 (新宮市)	
施策3: 広報・相談対応の実施			●————→【20110204, p118】 (和歌山県)	
施策4: 金融・財政面の措置			●————→【20110205, p118】 (新宮市)	
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保		●————→【20110206, p122】 (新宮市)		
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援			●————→【20110207, p122】 (那智勝浦町)	
施策5: 公的サービス等の回復		●————→【20110208, p122】 (新宮市)		
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧				
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3: 都市基盤施設の復興				
施策4: 文化の再生				●————→【20090109, p123】 (新宮市)
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建				
施策3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) すまいと暮らしの再建に関する調査

【20110201】住家の被害認定調査の支援（和歌山県）

- ・ 和歌山県は、県下市町村の住家の被害認定調査の実施に際して、特に被害が顕著であった新宮市、日高川町、那智勝浦町、古座川町に対して、9月23日から10月8日までの間、市町村の要請に基づき県職員76名、民間建築士122名を派遣した。
- ・ 派遣された県職員は、現地で住家の被害認定業務・調査票の記載補助を行った。また、民間建築士の派遣にあたっては、県建築住宅課が窓口となり、被災市町村への応援人員の割当を行った。また、派遣に際し、事前に民間建築士に対して、内閣府が定めた運用指針に基づき約2時間の研修を実施した。

(2) 復旧・復興体制の構築

【20110202】復旧・復興体制の構築（和歌山県）

- ・ 復旧活動を効率的かつ迅速に進めるため各部局がそれぞれの課題に個別に対応するだけでなく、組織横断的に課題分析や活動調整を実施する必要があったことから、和歌山県では、災害対策本部を保管する実務的な組織として、災害対策本部の下に「和歌山県復旧・復興連絡調整会議」を設置した（平成23年10月5日）。
- ・ 同会議は、総合防災課長を議長とし、委員である政策審議課長、各部主幹課長、教育長総務課長で構成され、同会議事務局が復旧事業や新たな政策を取りまとめ、施策の検討や調整を行い、復旧活動の進捗管理を行った。
- ・ さらに、1ヶ月後には、本格的な復旧・復興を推進する仕組みが求められたことから、災害対策本部とは別に、復旧・復興に係る最高意思決定機関として「和歌山県復旧・復興本部」を設置した（平成23年11月1日）。
- ・ 同本部は、知事を本部長とし、副本部長である副知事、本部員である危機管理監、各部長、教育長により構成され、同本部の下に復旧・復興連絡調整会議を位置づけた。

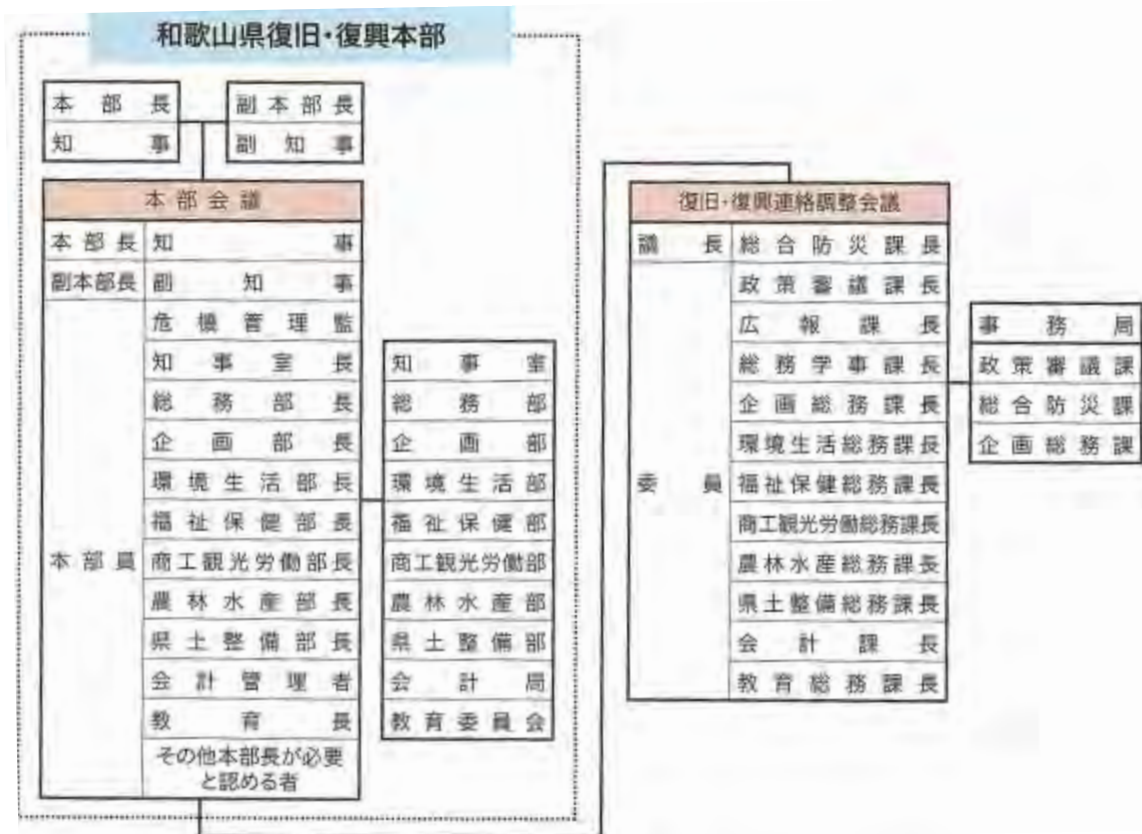


図 和歌山県復旧・復興に係る組織図（平成23年度当時）

（出典）和歌山県「平成23年紀伊半島大水害記録誌」

【20110203】復旧・復興体制の構築（新宮市）

- ・ 新宮市では、復興に向けた取り組みを推進するため、平成 23 年 11 月 30 日に災害発生以降設置していた「新宮市災害対策本部」を閉鎖し、12 月 1 日付けで「新宮市復興対策本部」を設置した。

（3）復旧・復興計画の策定

【20110204】復旧・復興計画の策定（和歌山県）

- ・ 復旧・復興の施策が多岐にわたることから、各々の担当部局が実施を決定したのから順次発表・公表し、被災者に対し周知を図ってきた。
- ・ しかし、発災から 2 ヶ月という時期は、被災者・被災地の復興の観点から非常に重要な時期であり、県として全力で復旧・復興を支援することを明示するため、取りまとめて整理する必要がある。このため、平成 23 年 11 月 1 日に開催された第 1 回「復旧・復興本部会議」において、「短期」「中期」「長期」の別に対策が必要な対策について整理し、「和歌山県復旧・復興アクションプログラム」として取りまとめた。
- ・ さらに、平成 23 年 12 月 21 日に第 2 回「復旧・復興本部会議」を開催し、各事業の進捗管理を行った結果等も踏まえ、翌 12 月 22 日に医療機関、福祉保健施設の復旧やこころのケアに関する事業等を新たに盛り込んだ「和歌山県復旧・復興アクションプログラム（改訂版）」を発表した。
- ・ 同プログラムでは、各々の対策について具体的な数値目標や達成時期を明記することで進捗管理を行っており、その進捗状況についても複数回に分けて公表している。

短期対策

災害から「立ち上がる和歌山！」～即実行した対策とH23年度中に集中投入する対策～

- ・ 道路、河川、廃棄物処理、ライフラインなど迅速な応急復旧による機能回復完了
- ・ 災害対策本部運営支援や住家の被害認定などを行う職員の即時集中投入による「市町村人的支援」
- ・ 住宅の提供・再建支援や災害義援金の早期配分などの「細やかなくらしの再建支援」
- ・ 中小企業者や農林水産業者を支援する各種制度の充実による「未来へ向けた産業振興」
- ・ 「災害復興のための観光振興アクションプログラム」の実行による「元気な和歌山情報発信」
- ・ 9月補正 過去最大規模（673億円）の予算措置及び12月補正でも予算措置
- ・ 中期対策、長期対策の方針の詰めと予算の準備

中期対策

復興に向け「走り続ける和歌山！」～H24年度新政策やH24年度中に完了する対策～

- ・ 道路や河川などの公共土木施設等の本格的な復旧による「生活基盤の向上」
- ・ 利水ダムなどの治水機能向上や熊野川等の治水対策による「安心安全な地域づくり」
- ・ 世界遺産をはじめとした文化財や教育関連施設の完全復旧による「地域社会の活性化」
- ・ 孤立集落対策として防災行政無線機やヘリポートの整備を支援するなど「防災・減災対策の強化」

長期対策

災害に強い「新しい和歌山！」

～災害に強い県土づくりを目指し長期的にH25年度以降も粘り強く取り組む対策～

- ・ 迅速な救助・救援活動のため、「災害に強い幹線道路ネットワークの整備」
- ・ 予防的な治水対策として中小河川の排水対策による「水害に負けない地域づくり」
- ・ 土砂災害対策として、土砂災害警戒区域等の指定の推進や砂防、地すべり対策事業による「予防対策の徹底」

図 和歌山県復旧・復興アクションプログラムの概要

（出典）和歌山県「復旧・復興アクションプログラム」

【20110205】復興計画の策定（新宮市）

①計画の目的と位置づけ

- ・ 新宮市では、台風 12 号による災害からできるだけ早く確実に復旧し、発展的な復興につなげることを目的として、平成 24 年 10 月に「新宮市災害復興計画」を策定した。
- ・ 本計画では、すでに完了した復旧事業や継続中の復旧事業に加え、新宮市の復興につながる事業を含めて整理された。
- ・ なお、本計画は新宮市総合計画の基本構想と基本計画を踏まえ、台風 12 号の被害からの復旧・復興に関する特別計画として位置づけられており、新宮市全域を対象としながら、なかでも特に被害が大きかった高田地区、熊野川町地区を計画対象の重点地区として位置づけた。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 復興計画の期間は、平成 24 年度から平成 29 年度までとし、平成 24 年度を復興元年と位置づけ、期間の前半は被災者の生活再建支援と復旧事業を優先的に進めることとした。また、計画期間の中盤以降は復興事業を本格的に推進し地域の再生を目指すこととした。
- ・ なお、平成 30 年度以降については、復興計画の進捗状況をふまえ、第二次新宮市総合計画に新たな施策を反映させ、事業の展開を図ることとした。



図 新宮市災害復興計画の計画期間と他の計画との関係

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

○計画の構成・内容

- ・ 計画の基本理念を「力強いふるさとの復興」とし、目標として「生活再建」「都市と環境の基盤整備」「地域活力再生」「防災力向上」の4つの柱を掲げ、その実現のための事業が整理された。
- ・ 各事業については、対象地区及び事業主体、事業期間について整理し、対象地区別に対象となる事業を再整理した地区別計画についても明示している。

事業名	事業概要	対象地区			事業主体 国 県 市 (担当課)	事業期間 (年度表記)	完了
		新宮	高田	熊野川町			
復興事業							
被災者ヒアリング	被災者が生活再建を進めていくうえで、抱えている問題点や生活の再建状況等を把握するため定期的にヒアリングを実施し、市として適切に対応	●	●	●	◆ (被災者支援対策室)	H23~	

図 新宮市災害復興計画の事業例

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

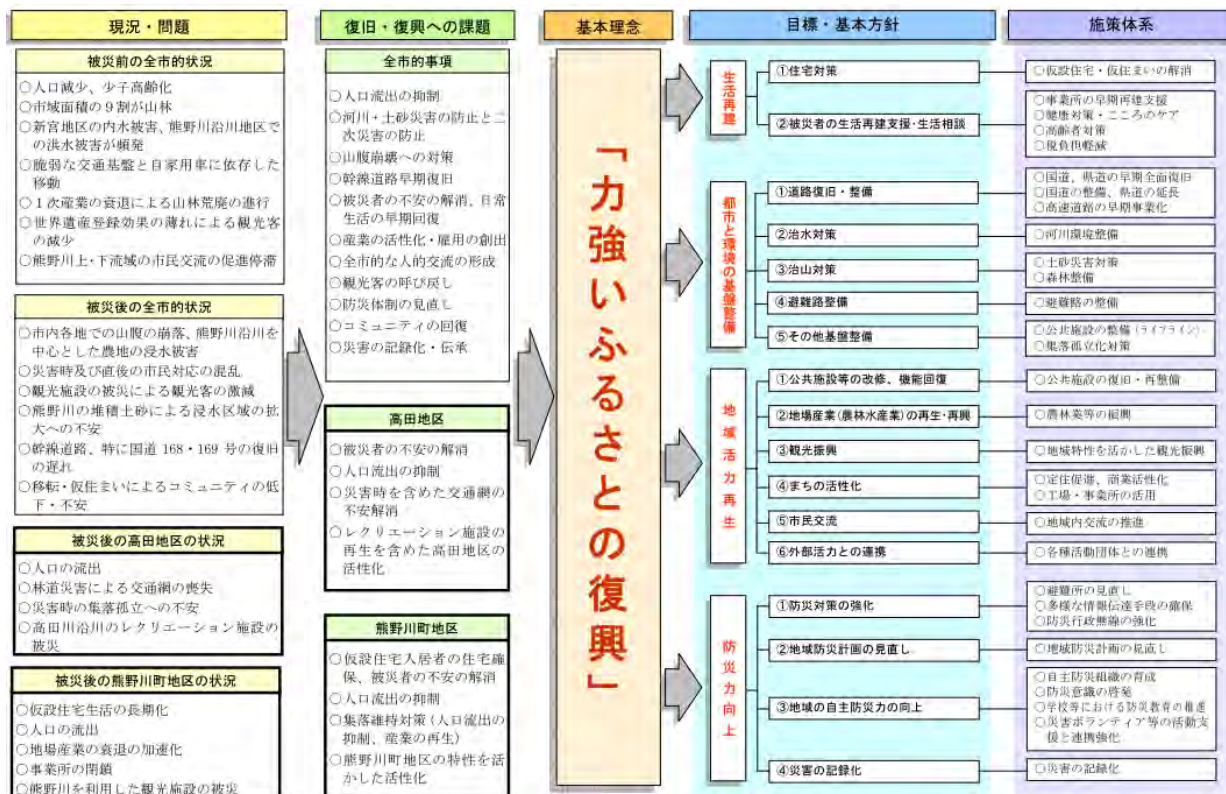


図 新宮市災害復興計画の施策体系

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

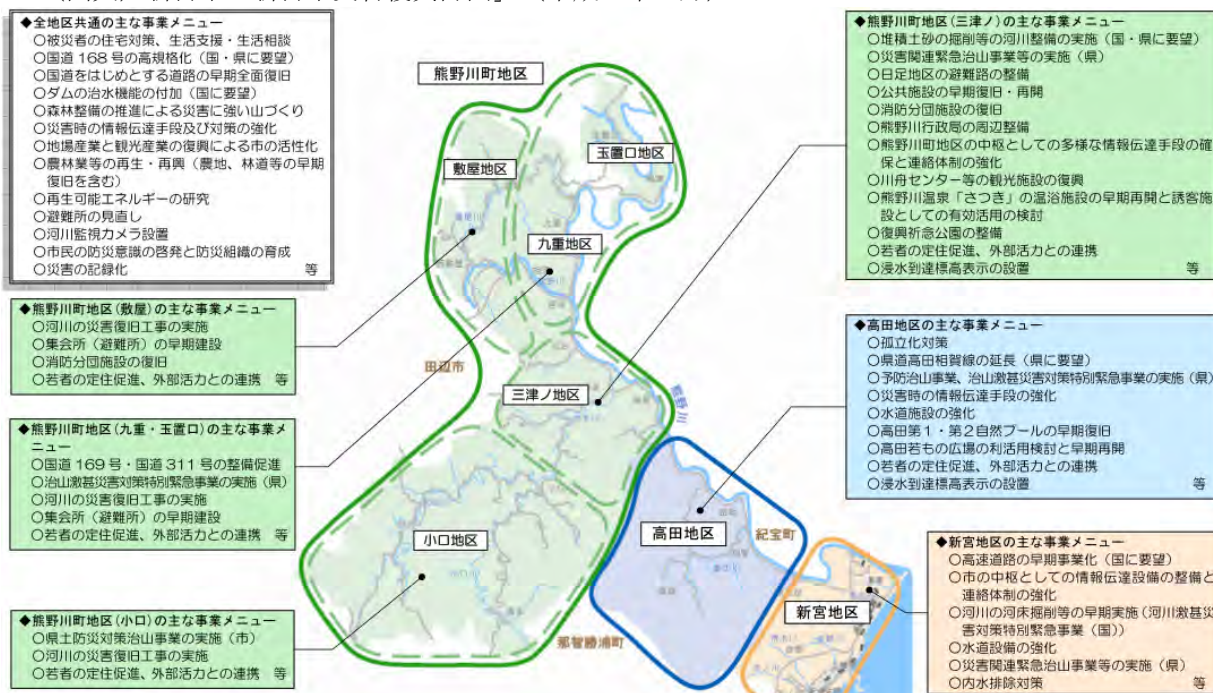


図 新宮市災害復興計画の地区別復興計画

(出典) 新宮市「新宮市災害復興計画」(平成24年10月)

③住民合意形成のポイント

- ・ 復興計画の策定にあたっては、市民アンケート、被災者生活再建支援金支給者を対象としたヒアリング調査、地域説明会を開催し、住民意見の把握に努めたほか、計画案に対してパブリックコメントを実施した。

表 住民合意形成手法の概要

方法	概要
アンケート調査	新宮市総合計画後期計画策定のための市民アンケート（平成 24 年 5 月実施、配布数 3,000 件、回収数 1,126 票）を実施し、台風 12 号からの復旧・復興に関する市民意見の把握を行った。
被災者生活再建支援金支給者を対象としたヒアリング調査	台風 12 号で被災された方へのヒアリング調査結果（平成 23 年 12 月～平成 24 年 1 月、平成 24 年 3 月、平成 24 年 9 月の 3 回、被災者生活再建支援金の対象者約 160 世帯に電話及び面接を実施）から、生活再建状況等の把握を行った。
地域説明会	熊野川町地区及び高田地区で地域説明会を行い、復旧・復興に対する意見の把握を行った。具体的な開催概要は以下の通り。 ■熊野川町地区（三津ノ・九重・小口地区） ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 3 日（月） 10:00～12:00 （熊野川総合開発センター） 2 回目 平成 24 年 10 月 22 日（月） 18:30～20:30 （熊野川総合開発センター） 平成 24 年 10 月 23 日（火） 13:00～14:30（九重集会所） ■熊野川町地区（敷屋地区） ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 4 日（火） 9:00～11:00 （西敷屋中央集会所） 2 回目 平成 24 年 10 月 23 日（火） 15:30～17:00 （西敷屋中央集会所） ■高田地区 ○開催日時及び会場 1 回目 平成 24 年 9 月 4 日（火） 19:00～21:00 （高田交流センター） 2 回目 平成 24 年 10 月 23 日（火） 19:00～20:00 （高田交流センター）

（出典）新宮市「新宮市災害復興計画」（平成24年10月）

(4) 応急仮設住宅の提供

【20110206】 応急仮設住宅の供給と入居後のサポート（新宮市）

- ・ 新宮市では、和歌山県から民間住宅（みなし仮設住宅）及び公営住宅等の無償提供を受けたほか、市からの要請を行い、平成 23 年 11 月 8 日には熊野川町日足に 18 戸の応急仮設住宅の建設・提供を受けた。
- ・ 応急仮設住宅の熱中症対策として、平成 24 年 8 月 1、2 日に、新宮市管工事業協同組合がボランティアで散水設備の工事を実施したほか、同年 8 月 5 日には、高田グリーンランド雲取温泉が応急仮設住宅入居者を温泉に招待する等、応急仮設住宅の居住環境の向上の取組が行われた。
- ・ なお、応急仮設住宅は、入居期限の平成 25 年 11 月 7 日に閉鎖され、みなし仮設住宅も平成 26 年 2 月 4 日に閉鎖された。

表 応急仮設住宅等への入居状況（平成 24 年 6 月末現在）

	応急仮設住宅	みなし仮設住	定住促進住宅	公営住宅
入居期限	2年間	2年間	1年間	1年間
平均年齢	66.9歳	63.6歳	62.9歳	54.2歳
総世帯数(総人数)	18世帯(35人)	23世帯(47人)	19世帯(46人)	14世帯(25人)
退居世帯数(退去人数)	2世帯(6人)	4世帯(12人)	3世帯(7人)	4世帯(7人)
現入居世帯数(現入居人数)	16世帯(29人)	19世帯(35人)	16世帯(39人)	10世帯(18人)

(出典) 新宮市「紀伊半島大水害 新宮市記録集」(平成 27 年 3 月)

(5) 各種減免猶予等

【20110207】 地方税等の減免等（那智勝浦町）

- ・ 住民税・固定資産税・国保税・介護保険料などは担当課が同じ担当課（税務課）であったため、減免申請書を 1 つの様式にまとめ、住民の方の手間を省くよう工夫した。また、罹災証明書への貼付については、同意書を添付してもらうことで、担当課の職員が罹災状況を確認し、減免を行った。

(6) 医療・保健対策

【20110208】 保健師等による訪問対応（新宮市）

- ・ 平成 23 年 9 月 5 日より、保健師が避難所を定期的に巡回訪問したほか、熊野川町地域・高田地区・相筋地区・木ノ川地区では、和歌山県からの保健師の派遣支援を受け、保健師・看護師による戸別健康調査を、同年 9 月 7 日から 25 日にかけて実施した。
- ・ 戸別健康調査後、フォローが必要な被災者に対しては、保健師・看護師・栄養士がその症状ごとに経過観察訪問を実施した。
- ・ また、仮設住宅等入居者に対して、保健師・看護師・栄養士が定期的に訪問を行い、こころの関係の相談や熱中症、ノロウイルス、インフルエンザの予防等呼びかけた。

表 個別健康調査の実施結果（平成 23 年 9 月末日現在）

地 区	世帯数	訪問件数	要フォロー者数
相筋	305	271	31
木ノ川	179	170	7
高田	205	182	15
南檜杖	17	17	1
熊野川町	794	788	177
計	1,500	1,428	231

(出典) 新宮市「紀伊半島大水害 新宮市記録集」(平成 27 年 3 月)

(7) 災害記憶の継承

【20110209】地域の復興事業と合わせた交流施設の新設（新宮市）

- ・ 特に被害の大きかった熊野川町日足地区と神丸地区の旧応急仮設住宅用地を結ぶ日足地区避難路を新設する事業と合わせて、復興のシンボルとなるような「復興祈念公園」の建設を計画している。
- ・ 公園は、新宮市熊野川 B&G 海洋センターや熊野川温泉さつき等観光施設の近くに立地しており、平成 29 年度の完成を目指して工事を行っている。公園には遊具等を整備し、地域住民だけではなく近隣市町村からも多くの人を訪れるような場所を目指している。

事例コード | 201201

2012 年（平成 24 年） 九州北部豪雨災害

4. 災害の概要

(1) 被害の概要

①豪雨の発生状況

平成24年7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、西日本から東日本にかけて広範囲で大雨となり、特に、九州北部地方では断続的に非常に激しい雨となった。

九州北部地方では、12日から14日にかけて断続的に強い雨が降り続き、福岡県八女市では最大1時間降水量が91.5ミリ、最大24時間降水量が486ミリとなり、観測史上1位の記録を更新した。九州北部地方では、他の多くの地点で同様に極値を更新する等、記録的な大雨となった。

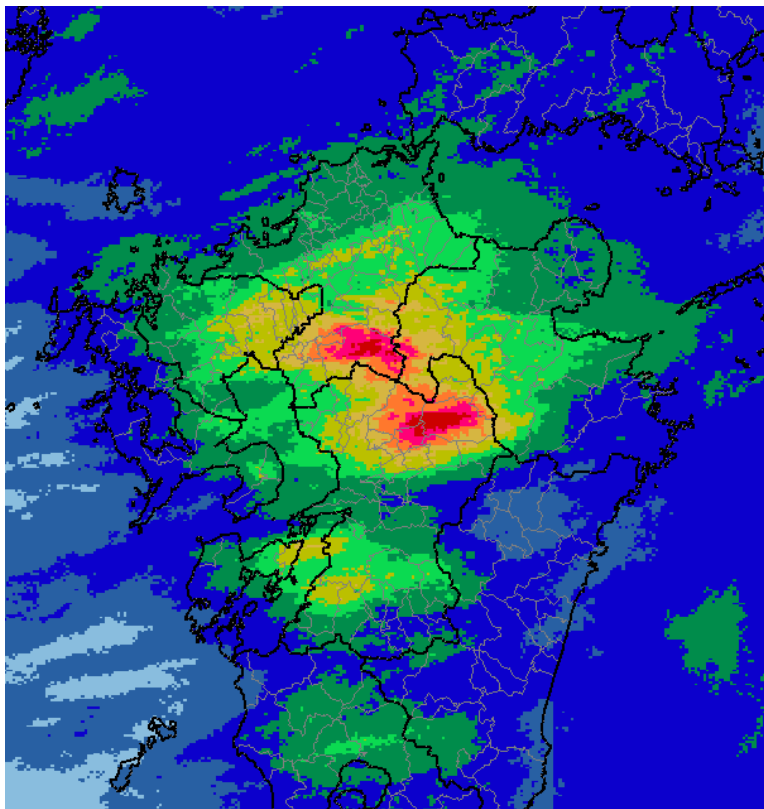


図 北部九州における総降水量分布図（7月11日～14日）

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」(平成24年7月31日)

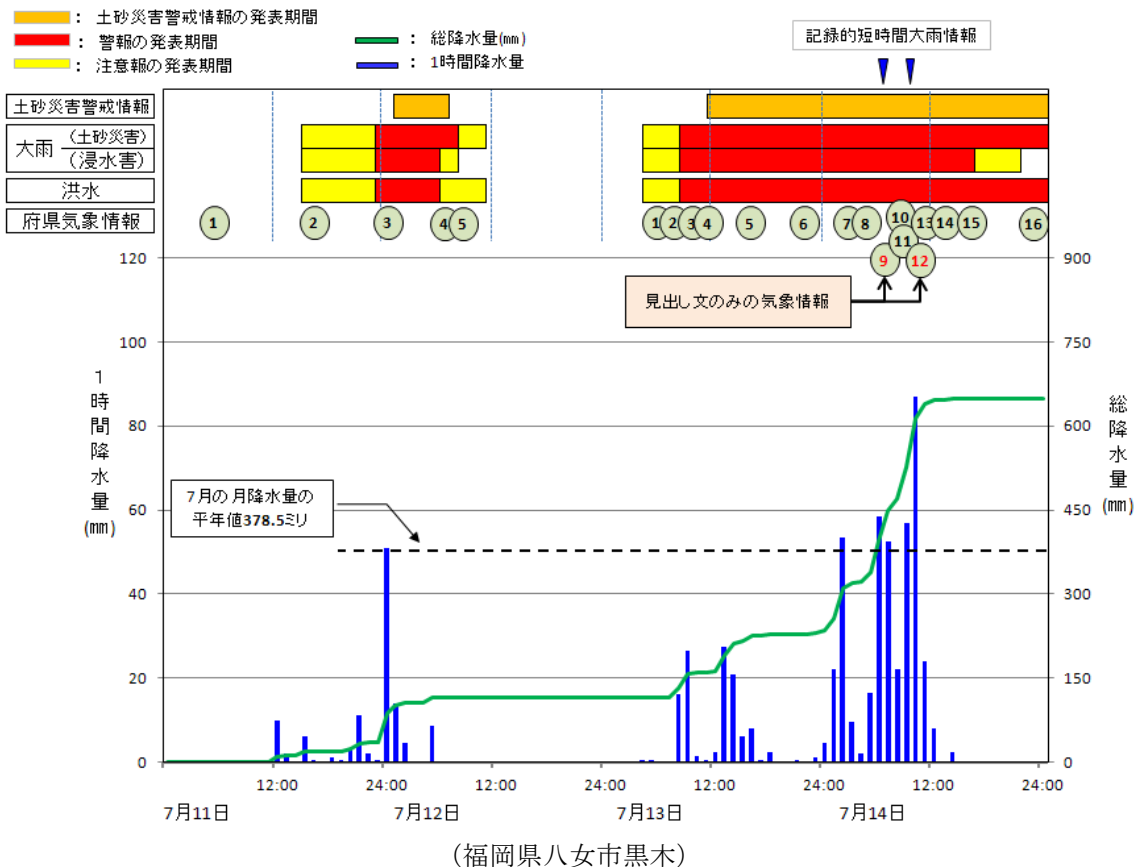


図 降水量時系列グラフ

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」(平成24年7月31日)

表 大分県および福岡県八女市の観測地点における極値更新表(観測史上1位を更新した地点)

降水量最大時間	市町村	観測地点名	日時	該当降水量
1時間	福岡県八女市	黒木	7/14 09:47	91.5mm
3時間	福岡県八女市	黒木	7/14 10:20	174.5mm
	大分県竹田市	竹田	7/12 07:20	135.0mm
24時間	福岡県八女市	黒木	7/14 11:30	486.0mm
	大分県中津市	耶馬溪	7/14 08:40	327.5mm
	大分県日田市	日田	7/14 11:20	309.5mm
72時間	福岡県八女市	黒木	7/14 11:40	646.5mm
	大分県日田市	日田	7/14 17:40	455.5mm
	大分県中津市	耶馬溪	7/14 15:30	395.5mm

(出典) 福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」(平成24年7月31日)

②避難状況

全国の避難状況を見ると、避難指示が4県・10万1,406世帯を対象に出され、避難勧告が8県・12万8,112世帯を対象に出された。

大分県全体では、避難所が114箇所を設置され、3,003人が避難した。福岡県八女市では、避難所が135箇所を設置され、6,659人が避難した。

表 大分県における避難状況

市町村	避難所数	避難者数(最大)
中津市	35(箇所)	776(人)
日田市	53(箇所)	1,625(人)
竹田市	17(箇所)	396(人)

市町村	避難所数	避難者数（最大）
九重町	3（箇所）	28（人）
玖珠町	6（箇所）	178（人）
大分県計	114（箇所）	3,003（人）

（出典）大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」（平成24年8月27日）

表 福岡県における避難状況

内容	世帯	避難者数（最大）
自主避難	188（世帯）	1,680（人）
避難勧告	23,300（世帯）	70,263（人）
避難指示	69,662（世帯）	199,918（人）

（出典）福岡県「平成24年災害年報」

③被害状況

九州北部豪雨は、北部九州5県で死者30名、行方不明者2名、負傷者26名の人的被害をもたらした。建物（住家）被害は、全壊棟数は227棟を含む倒壊被害の他、河川の堤防決壊や護岸崩壊が発生したことにより、床上浸水4,492棟など浸水被害が多数に及んだ。

また、ライフライン関係では停電や断水等が5万戸以上で発生したほか、農林水産関係の被害も多数に及んだ。

表 九州北部豪雨における北部九州5県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県）の人的被害及び住宅被害状況（平成24年7月27日現在）

区分	細分	
人的被害（人）	死者	30
	行方不明者	2
	負傷者（重傷）	5
	負傷者（軽傷）	21
住家被害（棟）	全壊	227
	半壊	303
	一部損壊	239
	床上浸水	4,492
	床下浸水	8,003
非住家被害（棟）	公共建物	47
	その他	975
崖くずれ		819

（出典）福岡管区気象台「災害時気象速報 平成24年7月九州北部豪雨」（平成24年7月31日）

表 九州北部豪雨による北部九州5県（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県）の土木等被害状況

区分	細分	
土砂災害（箇所）		268
公共土木施設（件）	道路・橋梁	1,896
	河川	2,343
	砂防（急傾斜地含む）	254
ライフライン被害（戸数・被害箇所）	電気（停電・ピーク時戸数）	54,000
	水道（断水・ピーク時戸数）	11,584
農林水産関係被害（箇所・ha）	農地（箇所）	28,650
	農業用施設（箇所）	11,761
	林地荒廃（箇所）	1,500
	治山施設（箇所）	113
	林道施設（箇所）	5,325
	漁港施設（箇所）	18
	漁業用施設（箇所）	4
	合計	

（出典）内閣府「平成25年防災白書」より作成

表 九州北部豪雨による福岡県八女市の被害状況

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	2	
	負傷者（重傷）	5	
	負傷者（軽傷）	5	
住家被害（棟）	全壊	61	
	半壊	171	
	一部損壊	48	
	床上浸水	373	
	床下浸水	590	
孤立集落（世帯）		2,013	
断水戸数（世帯）		3,889	
道路（箇所）		453	46.1（億円）
河川（箇所）		289	80.2（億円）
橋梁（箇所）		13	8.1（億円）
公園（箇所）		6	2.3（億円）
農地		1,011	20.6（億円）
農業用施設	農道	183	7.9（億円）
	水路	282	14.5（億円）
	その他	105	27.0（億円）

（出典）八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成 25 年 3 月）より作成

表 九州北部豪雨による大分県竹田市の被害状況

区分	細分		推定被害額
人的被害（人）	死者	2	
	負傷者（重傷）	0	
	負傷者（軽傷）	3	
住家被害（棟）	全壊	12	
	半壊	88	
	一部損壊	13	
	床上浸水	202	
	床下浸水	79	
孤立集落（世帯）		76	
断水戸数（世帯）		4,850	
道路（箇所）		226	7.39（億円）
河川（箇所）		66	3.67（億円）
橋梁（箇所）		14	2.67（億円）
公園（箇所）		1	0.15（億円）
農地		1,047	17.9（億円）
農業用施設	農道	257	5.1（億円）
	水路	557	12.4（億円）
	その他	44	2.8（億円）

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成 25 年 5 月）より作成

④主な災害箇所

- 竹田市内の主な災害箇所は、新藤地区、南河内地区、川床地区など市内7箇所にあぶ。



図 竹田市の被災箇所

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)



図 竹田市(阿蔵地区本村)の航空写真

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成25年5月)

(2) 災害後の主な経過

7月11日からの豪雨を受け、大分県では12日に災害対策本部が設置され、孤立者の救助活動や行方不明者の捜索を行うため、自衛隊に災害派遣が要請された。

八女市では13日に大雨警報が出されると同時に、災害警戒本部が設置された。翌14日に被害が激増したことから災害対策本部へと切り替えられ、その後、市内全域に避難勧告、さらに避難指示が発令された。

大分県は、12日に竹田市への災害救助法の適用を決定した。

一方、国は13日に政府調査団を現地に派遣し、翌14日に非常災害対策本部および政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（八女市・竹田市・大分県・政府の取組状況）

年	月日	八女市・竹田市・大分県の対応	政府の対応
平成 24年	7月12日	大分県災害対策本部の設置	14:30 関係省庁連絡会議開催 災害救助法の適用（竹田市）
		07:50 大分県知事からの自衛隊派遣要請（竹田市）	
	7月13日	08:30 八女市災害警戒本部設置	政府調査団現地調査（大分県、熊本県,13~14日）
			災害救助法の適用（八女市） 被災者生活再建支援法の適用（熊本市他）
	7月14日	06:00 八女市消防本部第3水防体制（注）	非常災害対策本部設置 政府現地対策本部設置
		06:33 八女市災害対策本部設置	
		06:40 八女市全世帯に避難勧告発令	
		09:45 八女市全域に避難指示発令	
		12:10 福岡県知事からの自衛隊派遣要請	
	7月20日		内閣総理大臣現地調査（熊本県、大分県、福岡県の被災地）
	7月31日		激甚災害指定（閣議決定） 農地等・農林水産業共同利用施設の復旧事業対象
	8月10日		激甚災害指定（閣議決定） 公共土木施設等の復旧事業対象

（注）全消防職員を招集するもの

（出典）大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」（平成24年8月27日）、八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成25年3月）、内閣府「平成25年版防災白書」

5. 災害復興施策事例の索引表

201201	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期		本格 復興期
1. 復興への条件整備							
1.1 復興に関連する応急処置							
施策1：被災状況等の把握							
施策2：がれき等の処理							
1.2 計画的復興への条件整備							
施策1：復興体制の整備		【20120101, p133】	(大分県)				
		●					
		【20120102, p134】	(八女市)				
		●					
		【20120103, p134】	(大分県)				
		●					
施策2：復興計画の作成		【20120104, p136】	(大分県)				
		●					
		【20120105, p138】	(八女市)				
		●					
施策3：広報・相談対応の実施							
施策4：金融・財政面の措置							
2. 分野別復興施策							
2.1 すまいと暮らしの再建							
施策1：緊急の住宅確保							
施策2：恒久住宅の供給・再建							
施策3：雇用の維持・確保							
施策4：被災者への経済的支援							
施策5：公的サービス等の回復							
2.2 安全な地域づくり							
施策1：公共施設等の災害復旧							
施策2：安全な市街地・ 公共施設整備							
施策3：都市基盤施設の復興							
施策4：文化の再生							
2.3 産業・経済復興							
施策1：情報収集・提供・相談							
施策2：中小企業の再建							
施策3：農林漁業の再建							

6. 災害復興施策事例

(1) 復旧・復興体制の構築

【20120101】復旧・復興体制の構築（大分県）

○大分県水害対策会議の設置

- ・ 大分県では、九州北部豪雨（7月11日～14日にかけての豪雨）発生前の7月3～5日にかけて発生した大雨による被害が生じていたことから、被災情報の速やかな共有と復旧にむけた対応を協議するため、知事および関係部局の部長等から構成される「大分県水害対策会議」を設置し、平成24年7月6日に第1回の会議を開催した。
- ・ こうした中、7月11日からの豪雨が発生したことから、被災状況の確認や今後の復旧にむけた支援等について協議するため、第2回水害対策会議を7月17日に開催した。この場で水害対策会議を常設とし、復旧対策・支援策を計画としてとりまとめ、進捗管理を行っていくことが決定された。
- ・ 「大分県水害対策会議」は、7月31日から8月1日にかけて、被災市町にて開催し（中津市、日田市、玖珠町、竹田市）、県および被災市町の首長をはじめ関係部局の課長等が参加して、復旧・復興に向けた進捗状況の確認や意見交換を行った。さらに、復旧・復興推進計画を同年8月に取りまとめ、発表した。
- ・ その後も定期的に会議を開催し、全庁をあげて計画の進捗管理を行い、結果を取りまとめて公表を行っており、平成26年3月までに16回開催した。

表 大分県水害対策会議の開催状況

回	開催日	主な内容
第1回	平成24年7月6日	・被災状況の確認 ・応急復旧、緊急の支援
第2回	平成24年7月17日	・被災状況の確認 ・応急復旧、支援の状況 ・今後の復旧に向けて
第3回	平成24年7月31日、8月1日	・各被災市町村で開催 ・復旧の進捗状況の確認 ・今後の復旧・復興に向けて意見交換
第4回	平成24年8月27日	・「復旧・復興推進計画」の策定
第5回	平成24年10月1日	・計画の進捗状況の確認
第6回	平成24年11月5日	・計画の進捗状況の確認
第7回	平成24年11月28日	・各被災市町村で開催 ・進捗状況の確認 ・今後の復旧・復興に向けて意見交換
第8回	平成25年1月31日	・計画の進捗状況の確認
第9回	平成25年3月4日	・計画の進捗状況の確認
第10回	平成25年4月1日	・計画の進捗状況の確認
第11回	平成25年5月8日	・計画の進捗状況の確認
第12回	平成25年6月3日	・計画の進捗状況の確認
第13回	平成25年7月1日	・1年間の進捗状況の確認
第14回	平成25年9月2日	・計画の進捗状況の確認
第15回	平成25年12月2日	・計画の進捗状況の確認
第16回	平成26年3月4日	・計画の進捗状況の確認

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)、「平成26年2月25日現在の進捗状況」より作成

【20120102】 復旧・復興体制の構築（八女市）

①八女市災害対策会議の設置

- 市では、豪雨による災害発生から3日後の7月16日に「八女市災害対策会議」を設置した。本会議は災害対応にあたる自衛隊、八女警察署、八女県土整備事務所、八女消防本部、八女市消防団、九州電力八女営業所、NTT西日本の8の関係機関から構成される。本会議は、関係機関が一堂に会して、情報交換や進捗状況の確認、相互協力体制の構築を図り、連携して災害対応にあたるための情報共有を目的として開催された。
- 同会議は、7月16日から27日までは毎日定時（18時）に開催され、その後は8月30日までで計20回の会議が開催された。

②土木災害復旧室の設置

- 公共土木施設、農地・農業用施設、林道施設に係る各災害復旧事業を統括し、各事業を迅速かつ効率的に遂行していくことを目的として、八女市建設経済部内に新たに「土木災害復旧室」を設置した（平成24年8月20日）（職員30名に各市からの派遣13名を加えて計43名）。本室には、福岡県や北九州市、福岡市等から延べ59人（平成24年度延べ33人、平成25年度延べ18人、平成26年度延べ8人）の応援職員が派遣された（平成27年3月で派遣終了）。
- 市が行う災害復旧事業は対象箇所数が膨大な数に上ったことから、作業が追い付かず、国の災害査定を受検が遅れがちとなる点がボトルネックとなっていた。特に、北部九州各地で被害が生じたことにより、測量設計技師の不足が課題となった。
- 技師は、応援職員として派遣を受けることができ、災害査定に臨む体制を整えることができた。平成25年1月末までに延べ25回に及ぶ災害査定を完了した。

③復旧復興計画の検討

- 市では、豪雨対策の検証と復旧復興計画案を検討するため、平成24年9月から、関係部局による協議を重ね、平成25年3月に「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」を策定した。

【20120103】 応援職員の派遣（大分県）

①県職員の被災市町への派遣

- 県は、被災市町における人員不足を補い、復旧対応を効果的に進める観点から、県職員を被災市町に派遣した。派遣された職員は保健師や薬剤師、土木技師等専門職が多くを占めた。内訳をみると、治山・林道に係る被害調査に従事する職員が310名、農地・農業用施設に係る被害調査に従事する職員が275名、保健師・栄養士が124名等となっている。
- また、復旧工事別で見ると農業土木や林業、土木等の職種を中心として、技術職・専門職を中心として派遣している。

表 被災市町へ派遣した応援職員の内訳（派遣期間：平成24年7月3日～8月3日）

職 種	業務内容	延応援人数(人日)					
		中津市	日田市	玖珠町	竹田市	由布市	計
保健師・栄養士	一斉個別訪問、避難所での健康チェック	36	49	8	27	4	124
薬剤師・獣医師 ・化学職員等	家屋の消毒業務		52				52
農業土木	農地・農業用施設に係る被害調査	54	99	4	118		275
林 業	治山・林道に係る被害調査	126	110		74		310
	計	216	322		219	4	761

(注) 大分県では、九州北部豪雨（7月11日～14にかけての豪雨）発生前の7月3～5日にかけて発生した大雨による被害が生じていたことから、大分県水害対策会議では平成24年6月8日の梅雨入り以降の大雨による被害を対象に「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」を策定している。

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」（平成26年3月4日）

表 復旧工事にかかる人的支援の状況

職 種	業 務 内 容	応 援 期 間	応 援 人 数 (人)					
			(期間区分)	日田市	玖珠町	中津市	竹田市	計
農 業 土 木	査定業務に係る支援	H24.8.27 ～ H25.1.12	延べ	530.0	90.0	488.0	616.0	1724.0
			1日平均	6.2	1.0	5.7	6.6	19.5
	工事発注に係る支援、現場指導	H25.1.21 ～	延べ	138.1	26.3	116.5	144.9	425.8
			1日平均	1.1	0.4	1.0	1.8	-
林 業	査定業務に係る支援	H24.8.20 ～ H24.12.28	延べ	109.0	69.0	287.0	85.0	550.0
			1日平均	1.3	1.3	3.2	1.0	6.8
	工事発注に係る支援	H25.1.7 ～	延べ	72.0	21.0	222.0	48.0	363.0
			1日平均	1.4	1.1	1.5	1.3	-
土 木	技術的指導・助言 査定及び工事発注に係る支援	H24.8.1 ～	延べ	278.2	113.4	146.5	241.7	779.7
			1日平均	1.7	0.7	0.9	1.5	4.9

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」(平成26年3月4日)

②九州・山口9県災害時応援協定に基づく受援

- 九州7県及び山口県、沖縄県では、大規模災害時に職員派遣や食料、飲料水及び生活必需品の提供、避難施設や住宅の提供などの支援を行うことを目的として、平成23年10月に「九州・山口9県災害時応援協定」を締結している。県は、本協定に基づき、九州地方知事会に設置される「九州・山口9県被災地支援対策本部」に対し職員の派遣を要請し、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県からの応援職員を受け入れた。

表 他県からの応援職員の派遣状況

職 種	受入期間	受入所属及び人数(派遣元)					計
		豊肥振興局	西部振興局	北部振興局	日田土木事務所	中津土木事務所	
農 業 土 木	H24.10.1 ～ H24.12.31	1 (佐賀県)	1 (鹿児島県)	1 (長崎県)			3
林 業	H24.9.1 ～ H25.3.31	1 (宮崎県)	1 (佐賀県)				2
土 木	H24.9.1 ～ H25.3.31				2 (長崎県・ 鹿児島県)	1 (宮崎県)	3
計		2	2	1	2	1	8

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の進捗状況」(平成26年3月4日)

(2) 復旧・復興計画の策定

【20120104】復旧・復興計画の策定（大分県）

○復旧・復興推進計画の策定

- 平成 24 年 6 月 8 日の梅雨入り以降、7 月 11 日から 14 日にかけての九州北部豪雨災害を含む記録的な大雨により、県内各所で甚大な被害が生じた。被害発生から 1 ヶ月が経過することを踏まえ、大分県水害対策会議において、これまでの取組と今後実施していく取組を取りまとめた「平成 24 年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」を策定した(平成 24 年 8 月 27 日)。
- 計画の主な構成は、7 章編成で、被災者支援、農林水産業等への支援、社会資本等の復旧・復興等、全庁を挙げて取り組む網羅的な施策が整理されている。
- 本計画は、大分県水害対策会議にて進捗管理が行われており、平成 26 年 2 月 25 日時点で、新設する教育・文化施設や、森林所有者の同意取り付けを必要とする作業道等一部の施設を除き、予定されていた事業は概ね完了している。

I 被災者への支援

1 暮らし・住宅再建の支援

- ①災害弔慰金、災害補償資金
 - ・災害弔慰金の支給 [9月補正]
 - ・災害補償資金の貸付 [7月補正 (専決)]
- ②被災住宅の再建に向けての支援
 - ・被災者生活再建支援金(国の制度)
適用市町村：中津市、日田市、竹田市
支援対象：全壊、大規模半壊
 - ・大分県災害被災者住宅再建支援制度(県の制度) [9月補正]
適用市町村：全市町村
支援対象：全壊、半壊、床上浸水
- ③被災者の受入れ支援
 - ・県営住宅への受入れ、使用期間：最長6か月～2年間に延長 [7/20]
- ④水道施設
 - ・今年度中に本復旧予定
 - ・民営給水施設復旧への県の財政支援
- ⑤県関係の税金、使用料・手数料等の減免
- ⑥義援金等の募集、配分
 - ・義援金の募集
 - ・配分委員会による配分 (8/24)

2 医療・福祉・保健衛生

- ①医療機関等の復旧
 - ・竹田市立こども診療所 9/10に再開、改修済 [9月補正]
 - ・高齢者施設、療育所の再開 [9月補正]
- ②健康調査・健康相談
- ③防疫活動
 - ・市が実施した消毒殺菌を助成 [9月補正]

II 農林水産業・商工業等への支援

1 農林水産業の再建

- ①金融支援
 - ・大分県特定災害対策緊急資金
保証料の軽減：0.6%→0.2% (8/16) [9月補正]
 - ・既借入制度資金の償還困難者の借換え措置 [9月補正]
 - ・農業共済制度の活用
- ②被災農家の負担軽減 [9月補正]
 - ・園芸産地緊急支援事業
給水車による農業用水の供給
土壌改良の支援
 - ・県営ほ場整備後の被災農家の負担軽減
既借入金の償還繰延と災害復旧分の低利融資
- ③有害鳥獣侵入防止柵の復旧 [9月補正]
 - ・国の補助対象外となる施設の復旧を県独自で支援
- ④アザリ増殖施設の復旧
 - ・アザリ増殖施設 1/2補助 9月下旬完了予定

2 商工業の再生

- ①中小企業への支援
 - ・県制度資金(九州北部豪雨等災害復旧特別融資)の創設 (8/6)
実質金利：2.35%→1.25%に引き下げ
- ②被災工業団地等の復旧支援制度の創設 [9月補正]
 - ・工事費等の1/2以内補助
- ③観光産業への支援 [9月補正]
 - ・風評被害払拭のためのキャンペーン等の実施
 - ・福岡、関西、首都圏向け情報発信
 - ・九州自然歩道等の復旧整備

III 教育・文化施設等の復旧・復興

1 学校施設・教育の復旧・復興

- ①学校施設 [9月補正]
 - ・全ての学校で2学期から授業を実施
 - ・竹田支援学校 11月復旧工事完了予定
 - ・私立学校 激甚災害(本激)の指定による国の財政支援(補助率1/2)
県による上乗せ助成(補助率1/6)→合計補助率2/3
- ②被災した児童・生徒等への支援
 - ・心のケア、スクールカウンセラーの派遣
 - ・教科書、学用品等の給付

2 文化・社会教育施設の復旧

IV 社会資本等の復旧・復興

1 道路・河川等の復旧 [9月補正]

- ①激甚災害(本激)の指定(公共土木施設等 8/10閣議決定、8/15施行)
 - ①復旧方針(道路)
 - 幹線道路
 - 再度の被災で孤立する恐れがある生活道路 から優先的に着手
 - 地域に密着した生活支援の道路
 - ・査定前着工 国道212号(中津市)、国道386号(日田市)
 - ・本復旧 国道212号：24年12月復旧予定
 - 国道386号：24年8月30日復旧予定
 - (河川)
 - 人命や財産を保全する施設
 - 営農などの産業活動の再生 から優先的に着手
 - 原形復旧+改良復旧(砂防設備等)
 - 災害関連緊急事業実施
岳本川(由布市湯布院町)、楠地区(中津市耶馬深町)
- ②道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整
- ③県による市町復旧事業の受託

2 農地・農業用施設等の復旧 [9月補正]

- ①激甚災害(本激)の指定(農地等：7/31閣議決定、8/3施行)
- ①9月中旬からの災害査定(随時)後、市町が復旧工事に着手(10月～)
- ②小災害の復旧
 - 農地等小災害復旧事業債の活用による事業推進(申請手続の簡素化)
- ③道路・河川等公共土木施設と農地の災害復旧工事に係る事前協議と調整

3 その他施設の復旧

- ①治山施設 [9月補正]
 - 災害査定後、早期工事着手 釜ヶ藪地区(日田市)など
- ②林道等 [9月補正]
 - 災害復旧事業の対象とならない林道、森林作業道を県単独で助成
- ③漁港施設 [9月補正]
 - 小祝漁港の航路浚渫等
- ④漂流物・漂着物・堆積物の撤去 [9月補正]

4 復旧工事に係る人的支援等

- ①被災市町への県職員による支援
 - 農業土木、林業、土木職員(査定業務、設計施工)
- ②九州・山口9県災害時応援協定に基づく県職員の受入れ

5 JRRの復旧

- JRR豊肥本線、JR久大本線
- 鉄道災害復旧事業費補助制度の適用対象となるよう国に要望(対象になれば、県は沿線被災県と協議して財政支援)

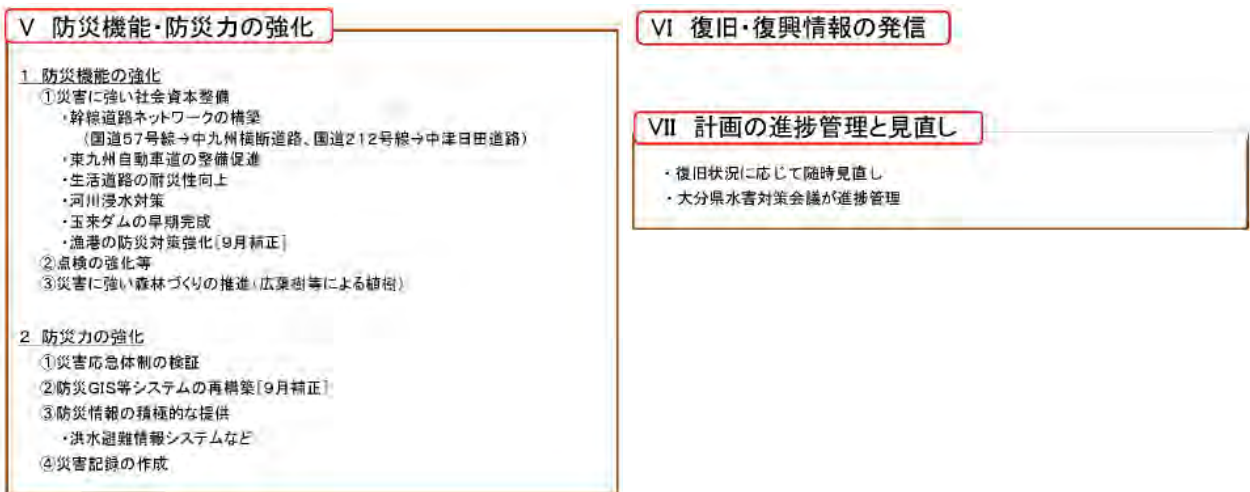


図 平成 24 年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画の概要

(出典) 大分県水害対策会議「平成24年梅雨前線豪雨災害復旧・復興推進計画」(平成24年8月27日)

【20120105】 復旧・復興計画の策定（八女市）

○復旧・復興計画の策定

- ・ 市では、効率的な災害復旧の実施と強固な防災体制の確立を目指し、九州北部豪雨への対応を多様な角度から検証し、対策強化へとつなげるため「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」を策定した。
- ・ 本計画は、①総論、②気象概要、③被害概況、④災害対策の検証、⑤災害からの復旧復興計画の5編から構成されている。
- ・ 災害の検証では、様々な応急対応や被災者支援対策等について、今回の災害での対応や課題、今後活かすべき提言等について項目別に整理されている。また、災害からの復旧・復興計画では、検証結果を踏まえて、復旧・復興に向けて平成24年～27年度に取り組む施策・事業が示されたほか、本計画は今後の災害対応マニュアルとしても活用されている。

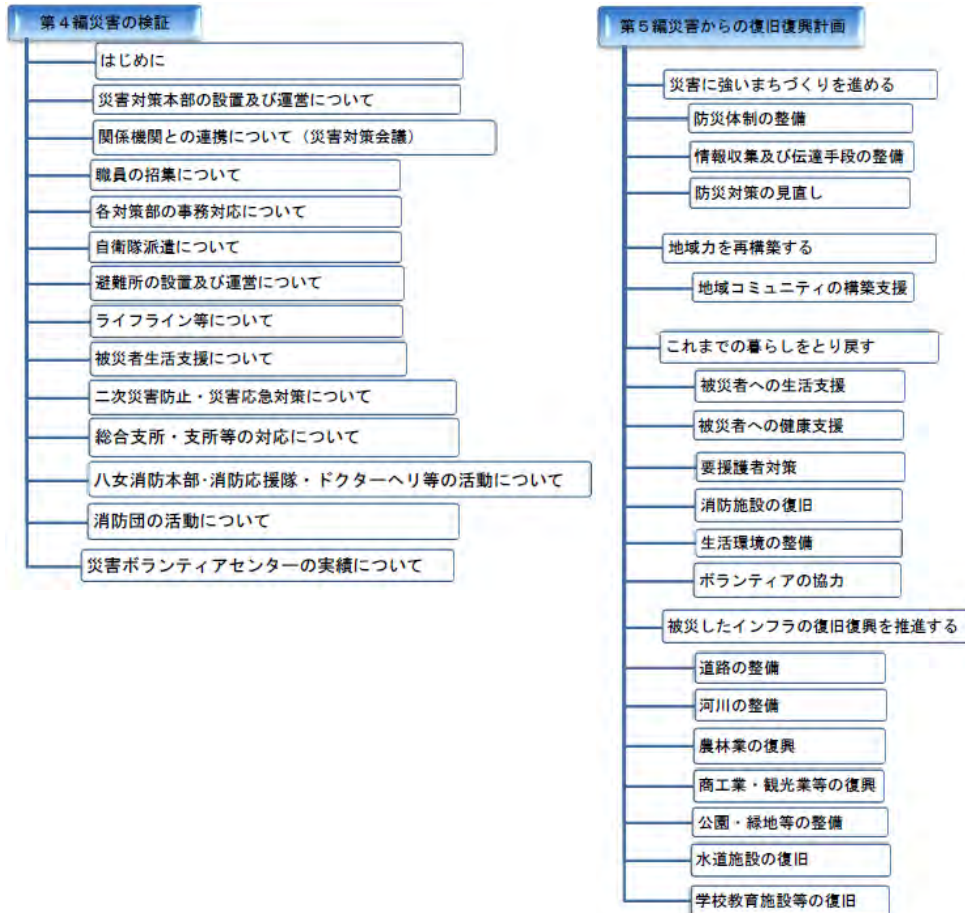


図 「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」のうちの第4編および5編の構成

(出典) 八女市「八女市九州北部豪雨対策の検証と復旧復興計画」（平成25年3月）

(3) 住宅の供給・再建

【20120106】小規模住宅地区等改良事業を活用した地区復興（竹田市）

①対象地区の概況

- 竹田市阿蔵地区（本村）は、玉来川の下流部に位置し、国道や豊肥本線と通じる基幹的地域である。災害発生前から阿蔵地区は都市計画区域に指定されており、幹線沿いの商業用地や住宅用地、工業用地、公共施設等多様な土地利用が混在する地域であった。
- しかし、豪雨により玉来川沿岸に立地する多くの施設が浸水被害を受け住宅が浸水した21戸のうち、全壊が2戸、大規模半壊が5戸、半壊が11戸、床上浸水が1戸、床下浸水が2戸となった。また、道路が一時通行不可となったため、住家が孤立する事態も発生した。



図 竹田市（阿蔵地区含む）の土地利用現況

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成25年5月）

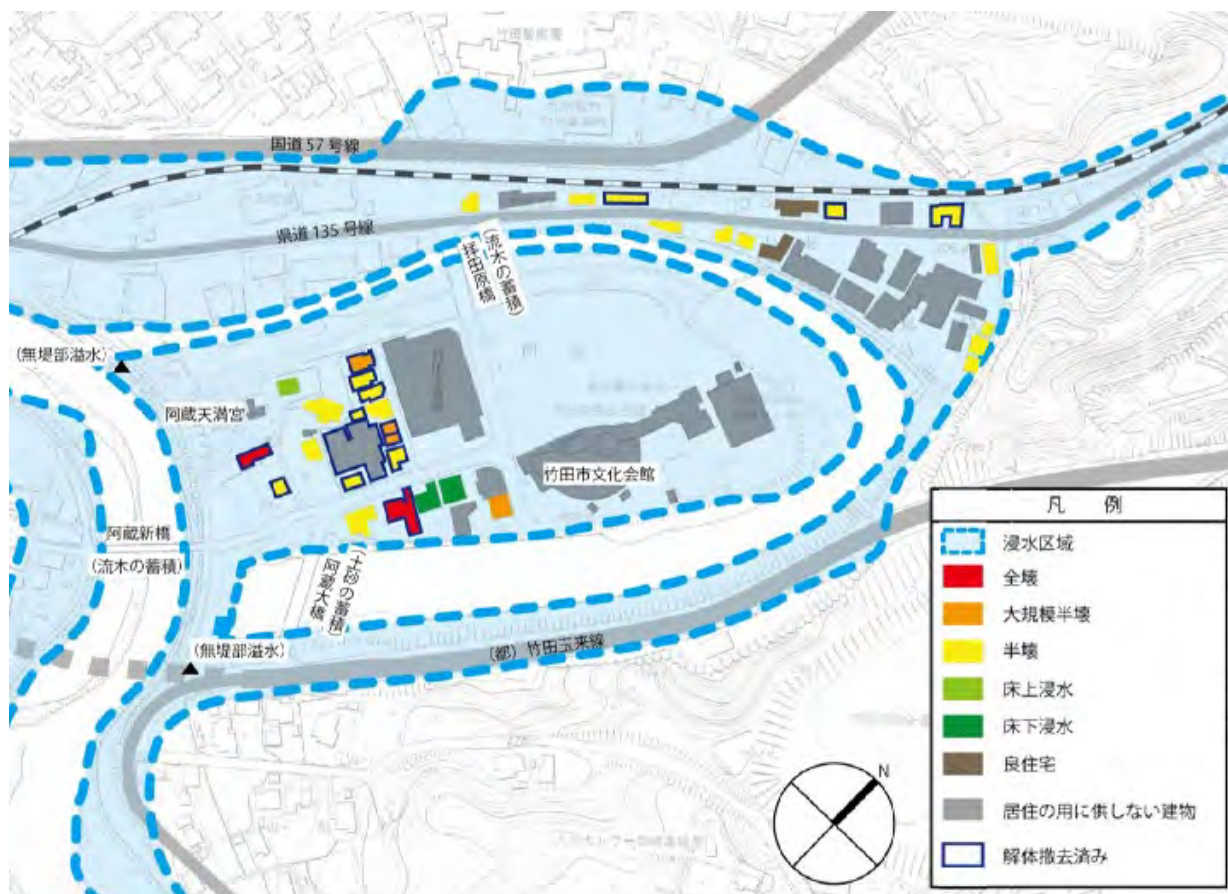


図 阿蔵地区の被災状況図

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月)

②復興に向けた事業手法選択のための調整

- 市では、甚大な被害を受けた地区の対策にあたり、「防災集団移転促進事業」の適用を検討したものの諸条件に照らして断念し、県担当課と協議を経て「小規模住宅地区改良事業」の活用を検討し、国等とも協議を重ねて、当該事業手法を選択することとした。
- 本事業は、都市計画決定等の手続きが不要で、迅速な復旧・復興が可能となること、従前の居住者向けの住宅整備が可能であること、不良住宅(主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なもの)の買収除去が可能であること等がメリットとしてあげられる。

表 事業方針策定の経過

日時	経過
平成24年 7月12日	・九州北部豪雨災害による被災
7月17日～23日	・社会福祉センター内に「仮住居相談所」を設置(建設課、福祉事務所)し、床上浸水以上の被災者の相談受付
7月下旬～8月上旬	・仮設住宅の検討を進めるが、学区の問題等を考慮し、仮設住宅建設から民間賃貸住宅の借上げ(2年間)に手法をシフト、市内全域の民間賃貸住宅空き室状況の調査を実施(建設課) ・被害甚大な地区について、集団移転構想が浮上するが、被災程度、被災範囲、全戸対象の可否などの条件により、補助制度による実施については困難と判断
8月上旬～下旬	・住宅の被害甚大な地区について、県と協議、「小規模住宅地区改良事業」の可能性について検討(建設課、福祉事務所)
9月4日	・国交省職員が被災地区を視察し、当該事業の実施可能性を協議。
9月中旬～下旬	・国土交通省より大分県を通じ、当該事業実施の可能性有の連絡

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月)より作成

表 小規模住宅地区等改良事業の概要

項目	概要
根拠規定	小規模住宅地区等改良事業制度要綱（平成9年住宅局通達）
施行者	市町村
採択要件	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅戸数 5戸以上 不良住宅率 50%以上 過疎地域 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」で規定する地域
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の買収・除却 補助率1/2、1/3※ ※除却跡地を公共的施設の用に供しない場合 小規模改良住宅の建設、購入及び改良 補助率2/3 小規模改良住宅建設用地の取得・造成等 補助率1/2 公共施設・地区施設の整備 補助率1/2 一時収容施設設置 補助率1/2 津波避難施設及び防災関連施設の整備 補助率1/2

(注) 不良住宅とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものを言う。

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月)

③事業対象エリアの選定に向けた調整

- 事業手法決定後、訪問聞き取り方式による被災者意向調査を実施し、採択基準を満たす対象地域を選定した。さらに、平成 25 年 1 月に地元説明会を実施し、再度被災者の意向を確認の上、同年 3 月に阿蔵地区（本村）における事業を柱として検討し、さらに現地での改良住宅の建設を実施することとした。

表 事業方針の策定の経過

日時	経過
9 月中旬～下旬	・採択基準調査のため、想定地区被災者の「意向調査」を計画
10 月10 日～15 日	・直接訪問方式により、被災者の意向を調査（福祉事務所）
10 月下旬	・ニーズ調査の結果を集約、当該事業実施について詳細検討（建設課）
11 月12 日	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査の結果から、採択基準を満たす事業対象地区の設定を確認 ニーズ調査の結果から、事業実施項目は、①不良住宅の買収除去、②小規模改良住宅建設用地の取得造成等、③小規模改良住宅建設の3項目に絞られると判断（庁内協議）
12 月6 日	・ニーズ調査から本村地区のみの事業展開とする（庁内協議）
平成25年1 月25 日	・地元説明会開催
2 月5 日	・対象被災者に対して戸別意向調査を実施（福祉事務所、建設課）
3月4 日	・意向調査の結果から、事業実施は地区内で可能と判断。今後は地区内における事業展開を柱として内容を検討することが決定
3 月25 日	<ul style="list-style-type: none"> 玉来川の護岸嵩上げの要望書を県に提出（阿蔵新橋撤去後の水位等を考慮し、嵩上げを検討するとの回答） 現地での改良住宅建設（復興）に舵を切る
4 月13 日	<ul style="list-style-type: none"> 地元協議 小規模住宅地区改良事業に伴う説明会 復興に伴う協議会の設立（代表者の選出）
4 月24 日	・国土交通省、九州地方整備局職員が現地視察及び事業協議
5 月7 日	<ul style="list-style-type: none"> 計画協議（受注者の紹介及び市有地への立入りの再確認） 協議会の名称決定『阿蔵・本村地区小規模住宅地区改良事業協議会』 現地復興を視野に入れることを確認
5 月24 日	<ul style="list-style-type: none"> 第2回役員会（総会開催へ向けた役員会と事務局との意思統一） 協議会規約（案）等の総会へ向けた資料作成

(出典) 竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」(平成 25 年 5 月) より作成

④復興の基本方針

- 市では、阿蔵地区（本村）の従前居住者への個別聞き取り調査を行い、平成 25 年 3 月時点で 21 戸のうち 13 戸が地区内で再建を希望していることを踏まえ、地区の復興に向けた課題を整理するとともに、阿蔵地区の復興に向けた基本的な考え方を、復興の基本方針として、「安全な基盤（宅地）の確保」「生活道路及び公園の整備」「すまいと暮らしの再建」の 3 項目別に整理した。

表 阿蔵地区復興の基本的な考え方

項目	基本的な考え方
安全な基盤（宅地）の確保	豪雨災害により甚大な被害を受けた経験を踏まえ、再び同じような犠牲を出さないという強い決意をもって、玉来川の河川改修や止水壁の整備、玉来ダム建設工事等の事業との連携を図りつつ、宅地基盤を全面的に見直し、人々の安全・安心につながる地盤造成を行う。 地盤造成にあたっては、除却せずに存置する住宅用地との地盤面の高さの差に考慮して、安全性の高い地盤となるよう計画する。
生活道路及び公園の整備	新たに整備する宅地及び既存宅地へのアクセス路となる道路を見直し、緊急時の避難路として活用できるよう生活道路へと改良を図る。 また、日常的には市民の交流・憩いの場や活動拠点として活用でき、災害の記憶を後世にまで伝える復興のシンボリックな存在となるような公園の整備を図ることにより、地区の住環境向上を目指す。
住まいと暮らしの再建	今般の水害により住宅を失い、自力では住宅の確保が難しい居住者等に対して、本地区に戻って安全・安心な暮らしを送ることができるよう、改良公営住宅等（小規模改良住宅）の整備を図る。 また、自主再建を行う意向のある居住者等に対しては、市が造成する宅地を分譲し、新たな住宅を建設できるよう支援を図る。

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成 25 年 5 月）より作成

⑤事業概要

- 竹田市阿蔵地区の復興に向けて、基盤を再整備し住宅を再建する手法として、小規模住宅地区改良事業を適用することとし、住宅再建については、小規模改良住宅を建設するとともに、自主再建の世帯に対して地権者の協力を得ながら市が用地を取得して宅地を造成後、分譲を行った。

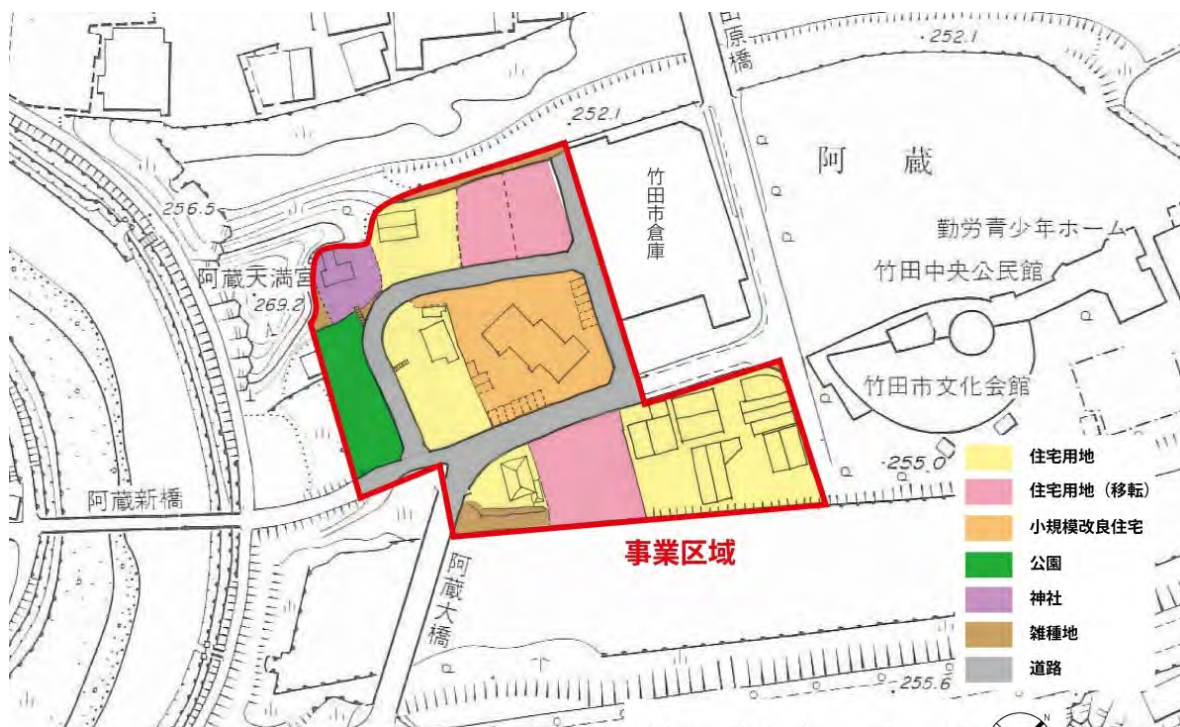


図 竹田市阿蔵地区（本村）土地利用計画図

（出典）竹田市「小規模住宅地区等改良事業整備方針策定業務報告書」（平成 25 年 5 月）

(4) 防災活動体制の強化

【20120107】情報伝達体制の整備（八女市）

- ・ 八女市は平成 22 年に合併し、中山間地域や過疎地域が増えたこと等により、旧市町村間の情報の共有化が課題となっていた。そこで、平成 23 年度に通信環境整備を企図して市内全域に光ファイバー網を整備したほか、コミュニティ FM による防災情報の発信力強化を目的として、平成 23 年 7 月に「一般財団法人 FM 八女」を設立し、平成 24 年 6 月にコミュニティ FM 放送を開始し、防災ラジオを全世帯に無料配布した。防災ラジオは、発信すべき災害情報がある場合は、自動でスイッチが入り最大ボリュームで放送が流れ、情報が得られる仕組みとなっている。
- ・ 市では、九州北部豪雨災害発生後、平成 24 年 10 月に FM 八女と「緊急放送に関する協定」を締結し、災害の危険性が高まった際には、八女市災害警戒本部または八女市災害対策本部から FM 八女に依頼し、防災ラジオで緊急放送を行うことや、市が直接緊急割込放送により情報発信できることとした。
- ・ また、災害の状況をタイムリーに把握するため、監視カメラや水位計等の整備を県に設置してもらい、即時的な監視システムを構築した。
- ・ このシステムの整備にあわせて、新たに職員招集やエリアメールへの一括発信システムを構築した。

事例コード | 201301

2013年（平成25年） 台風26号による災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

平成 25 年 10 月 10 日にマリアナ諸島の近海で発生した台風 26 号は、14 日には沖ノ島島近海で非常に強い勢力となった。その後、日本の南海上を北北西に進み、15 日午前には南大東島の東海上で進路を北東に変え、16 日未明から朝にかけて強い勢力を維持したまま伊豆諸島や関東地方に最接近し、速度を速めて関東の東海上を北東に進み、16 日 15 時には三陸沖で温帯低気圧に変わった。

この台風 26 号の接近により、伊豆大島は平成 25 年 10 月 16 日午前 2 時頃から 1 時間 100mm を超える猛烈な雨が数時間降り続き、24 時間の降水量が観測史上一位となる 824mm に達する豪雨に見舞われた。その結果、島内各地で土砂災害が発生し、特に元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流では、流木を伴った土砂流出が発生するなど甚大な土砂災害が生じた。

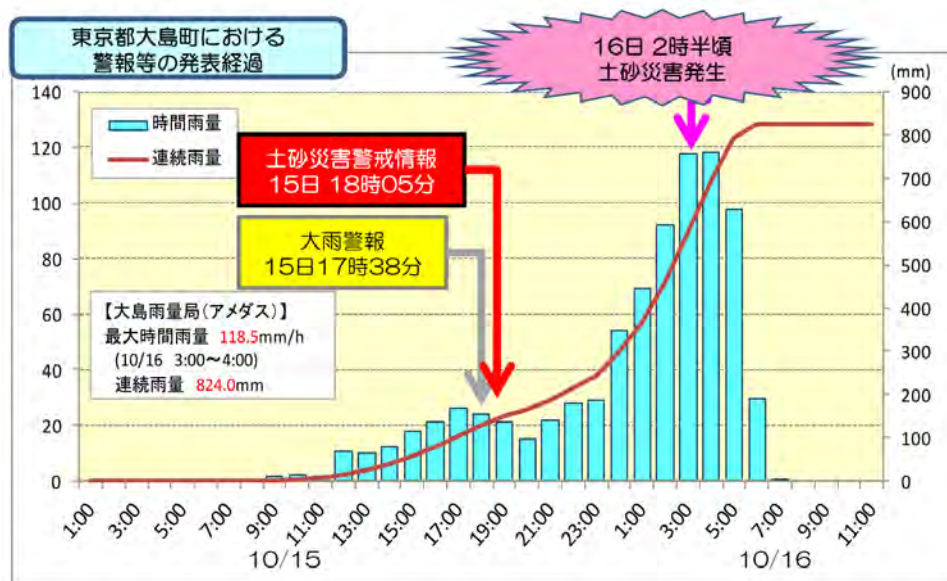


図 台風 26 号通過時の観測降雨と警報等の発表経過

(出典) 国土交通省「平成 25 年台風第 26 号伊豆大島の土砂災害の概要」(平成 25 年 11 月 12 日)



図 土砂災害前後の空中写真(元町地区付近)

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

①被害状況

豪雨による土砂災害等で、大島町では死者 36 名、行方不明者 3 名の人的被害が発生したほか、全壊 137 棟、大規模半壊 28 棟、半壊 49 棟、一部損壊 186 棟の建物被害が発生した。また、農地・農業施設・農作物や、林道、道路等にも多くの被害が発生した。

表 台風 26 号による大島町における被害状況（平成 26 年 7 月 31 日現在）

区分	細分	被害額（百万円）
人的被害（人）	死者	36
	行方不明者	3
建物被害（棟）	全壊	137
	大規模半壊	28
	半壊	49
	一部損壊	186
農地・農業施設・農作物等	農地被害	200a
	被害農家	3戸
	災害施設	110棟
	栽培関連施設	2棟
	農業機械	2台
	農作物等被害	426a
林道（箇所）	被害箇所	45
道路	都道大島循環線で土砂、流木の堆積、路肩灯の崩落が発生	—
	町道出払 1 号線、岡田泉津黒汐線、元村三原山線（御神火スカイライン）、元町漁港線、橋の本牧場線、泉津開拓、泉津湯場線で土砂の流入、路肩等の崩落が発生	—

（出典）大島町「大島町復興計画」（平成26年9月）より作成

②主な災害箇所

島内全域で土砂等の流動が確認されているが、特に島の西部に位置する元町地区周辺と、北部の泉津地区背後の斜面、三町カルデラ内部において急傾斜地の崩壊が集中的に発生した。

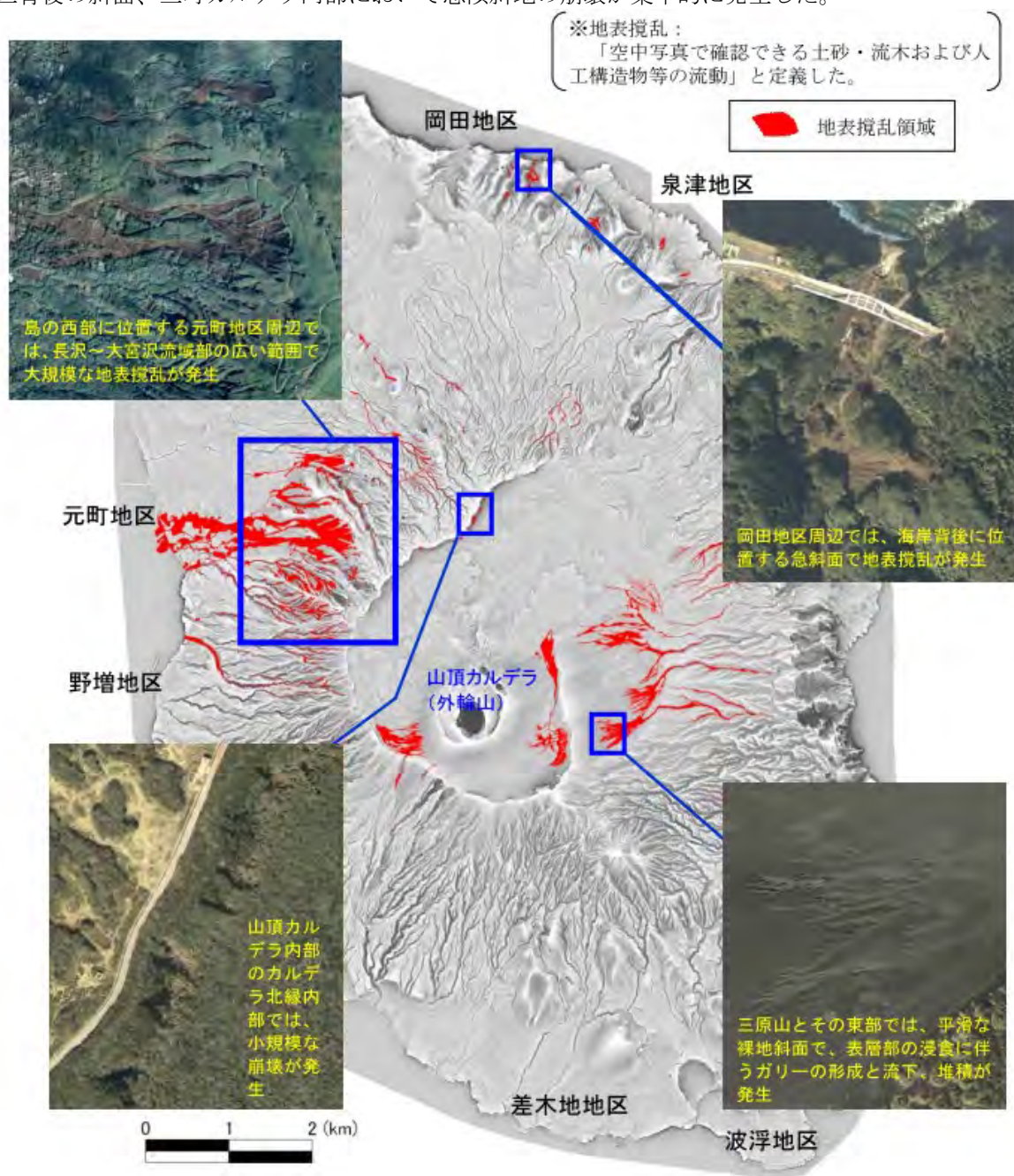


図 島内の地表攪乱状況

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

③災害後の主な経過

10月15日、大島町に「大雨警報」が発令され、大島町では、順次非常配備態勢を整えていった。その後10月16日には災害対策本部が設置され、同日東京都も大島支庁に現地対策本部を設置した。

国においても、同日官邸情報連絡室が設置された。

また同日には、東京都は災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を決定した。

表 災害後の主な経過（東京都・大島町・政府の主な取組）

年	月日	東京都・大島町の対応	政府の対応
平成 25年	10月15日	17:38 大島町に大雨警報発表	
		18:05 大島町に土砂災害警戒情報発表	
	10月16日	02:00 大島町第1次非常配備態勢	07:06 官邸情報連絡室を設置
		02:57 大島町第2次非常配備態勢に移行	
		03:14 大島町第3次非常配備態勢に移行	
		05:18 災害対策本部設置 災害救助法の適用決定 被災者生活再建支援法適用 東京都大島支庁に現地対策本部設置	
	10月17日	12:20 都知事来島・現場視察	
	10月18日	東京都で大島応急復旧プロジェクトチームを設置	
		21:00 台風27号の近接に伴い、東京都災害即応対策本部を設置（10月30日廃止）	
	10月19日	17:05 大島町 元町地区に避難勧告発令（以降順次発令）	14:00 政府現地災害対策室を町役場に設置（10月28日、政府現地連絡調整室に改組）

（出典）大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成29年3月）、東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201301	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)	本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備 1.1 復興に関連する応急処置				
施策1: 被災状況等の把握		●————→【20130101, p151】 (大島町)		
施策2: がれき等の処理		●————→【20130102, p152】 (大島町)		
1.2 計画的復興への条件整備				
施策1: 復興体制の整備	●————→【20130103, p154】 (東京都)	●————→【20130104, p155】 (大島町)		
施策2: 復興計画の作成		●————→【20130105, p156】 (大島町)	●————→【20130106, p157】 (大島町)	
施策3: 広報・相談対応の実施		●————→【20130107, p160】 (大島町)		
施策4: 金融・財政面の措置				
2. 分野別復興施策 2.1 すまいと暮らしの再建				
施策1: 緊急の住宅確保		●————→【20130108, p160】 (大島町)		
施策2: 恒久住宅の供給・再建				
施策3: 雇用の維持・確保				
施策4: 被災者への経済的支援				
施策5: 公的サービス等の回復				
2.2 安全な地域づくり				
施策1: 公共施設等の災害復旧			●————→【20130109, p161】 (東京都)	
施策2: 安全な市街地・ 公共施設整備				
施策3: 都市基盤施設の復興				
施策4: 文化の再生			●————→【20130110, p161】 (大島町)	
2.3 産業・経済復興				
施策1: 情報収集・提供・相談				
施策2: 中小企業の再建		●————→【20130111, p162】 (大島町)		
施策3: 農林漁業の再建				

3. 災害復興施策事例

(1) すまいと暮らしの再建に関する調査

【20130101】住家の被害認定調査（大島町）

○被災者生活再建支援システムの活用

- ・ 様々な応急対策業務や通常業務を並行して進める必要がある中、町の所管課である税務課職員だけでは住家の被害認定調査を実施することは困難であった。
- ・ こうした中、東京都から京都大学・新潟大学等により開発された「被災者生活再建支援システム」の活用と、東京都・新潟大学からの技術的及び人的支援の提供に関する提案があったことから、同システムを採用しての被害認定調査の実施を決定した。
- ・ 結果、調査の実施にあたっては東京都及び都下区市町村からの職員の応援を得られることとなり、調査全体のコーディネートについても東京都職員の応援を得られることとなった。

○調査対象の推計

- ・ まず、税務課で被害状況整理や調査対象地区の選定を行い、東京都や新潟大学からの支援者が到着した後は、その意見を参考としながら調査地区の絞り込み、調査対象棟数の推定を行った。調査対象棟数の推定は、被害が甚大な地域は1、流出建物が多い地域は0.5、被害が局所的な地域は0.2といった補正係数を各地域の建物棟数に乗じる形で推定した。
- ・ こうした調査対象の推計を行った上で、被害が大きい地区については全棟調査を行い、それ以外の地区については被災者から調査要望が寄せられた段階で実施することとした。

○調査の実施

- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員が到着する前に、平成25年10月31日から11月4日にかけて町職員により先行調査を実施した。なお、台風27、28号の接近による要配慮者の島外避難等に伴い、先行調査は10月31日からとなった。調査は被災者生活再建支援システムの導入にあたって支援に入った専門家から講習を受け、3人1組で班を構成し、調査を行った。
- ・ その後11月5日から11月13日までは、東京都及び都下区市町村からの応援職員の支援を得て調査を実施し、11月13日以降は再び町職員のみで調査を行った。
- ・ 東京都及び都下区市町村からの応援職員は、東京都が実施している調査方法による講習会を受講しており、3人1組で班を編制して調査を行った。11月5日から11月9日までは、応援職員のみで20班が編制されていたため、すべての班に町の職員を配置することが難しく、調査箇所を地区割りして地区ごとに町職員を定め、町職員は調査班に入らずに住民説明等の対応に専念する体制とした。
- ・ 実際の調査は、タブレット端末を活用して実施しており、調査データのとりまとめなどで非常に有効であった。一方で、住家の被害認定基準にかかる運用指針では土砂災害を想定した内容がないため、水害を想定した内容を利用して内部立ち入り調査を行った、土砂災害の場合は浸水被害と異なり堆積したまま残るなど異なる様相となったことから、被災住民から住家被害の判定基準に対して不服がよせられる場合もあった。

表 被害認定調査の実施体制

日程	調査の体制
10/31～11/4	町職員11人（先行調査）
11/5～11/9	東京都・区市町村職員64人 地区担当町職員5人
11/9～11/13	東京都職員10人 地区担当町職員5人
11/13～	町職員のみで班編成

（出典）東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」（平成25年12月）

(2) 災害廃棄物処理

【20130102】災害廃棄物の処理（大島町）

○仮置場の設置・運営

- ・ 発災直後の捜索・救出活動を行っている段階で、自衛隊、東京都、大島町、町と災害時における応急対策に係る協定を締結している町内の建設会社により、捜索、救出活動及び道路啓開に伴い発生した土砂・流木等への対応が必要となっていた。
- ・ これらの土砂・流木等を一時的に保管する場所として、被害が大きかった地域に近接する町立の「つばき小学校」の校庭を一時的な仮置場として活用したが、学校再開に伴って元町港ヤードに移動させた。
- ・ また、被災住宅の片付けが始まったことや、道路以外の場所のがれき等が増加するにつれさらなる仮置場が必要となったことから、最終的に8箇所の一次仮置場を設置した。

表 災害廃棄物の一次仮置場の設置状況

番号	名称	所在地	集積対象物	面積(m ²)	推定最大保管量(トン)	開設時期	土地所有者	仮置場管理者
①	元町港ヤード	元町1丁目19	土砂、流木	9,128	20,550	発災直後	私有地(支庁借用)	支庁→町
②	火山博物館駐車場	元町字神田屋敷	粗大ごみ等	3,000	304	発災直後	町	町
③	国民宿舍横	元町字神田屋敷	土砂	3,000	8,020	10月28日	私有地	町
④	大島空港(滑走路脇)	元町字野地	流木	8,400	1,600	11月14日	支庁	支庁
⑤	大島空港(南側)	元町字赤禿	流木	12,600	230	11月14日	支庁	支庁
⑥	石井組	元町字上山	土砂	3,200	450	発災直後	私有地	町
⑦	オーレック	元町字上山	流木、粗大ごみ等	24,700	9,704	発災直後	私有地	町
⑧	土砂採掘場跡地	差木地サド1084他	土砂	35,200	17,850	発災直後	私有地	町
合計				99,228	58,708			

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成27年3月)

○災害廃棄物処理方針及び災害廃棄物処理計画の策定

- ・ 災害廃棄物発生量の算定にあたり、東京都に対する支援を要請し、東日本大震災で災害廃棄物の受入を担当した職員の派遣をうけた。「東京都震災がれき処理マニュアル」をベースとしながら災害廃棄物の発生量の推計を行った結果、約3万トンの災害廃棄物が発生すると推計された。
- ・ 発生量の推計を受けて、災害廃棄物処理方針を策定するため、東京都環境局、大島支庁や、大島町内にある一般廃棄物最終処分場の管理者となっている東京都島嶼町村一部事務組合の参加する「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」を開催した。その中ですべての災害廃棄物を町内で処理することが困難であることから、東日本大震災で災害廃棄物処理の経験を有する東京都に一部受入を要請することとし、最終的に島外処理に関する事務を東京都に委託することとなった。
- ・ 平成25年11月14日、「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」で災害廃棄物処理方針が決定されたことを受け、一部業務をコンサルタントに委託しながら検討を行い、平成25年12月5日に「大島町災害廃棄物等処理計画」が策定された。
- ・ それを受け、東京都においても、町から受託した島外処理にかかる内容について、平成25年12月16日に「大島町災害廃棄物処理実施計画(東京都受託分)」を策定した。

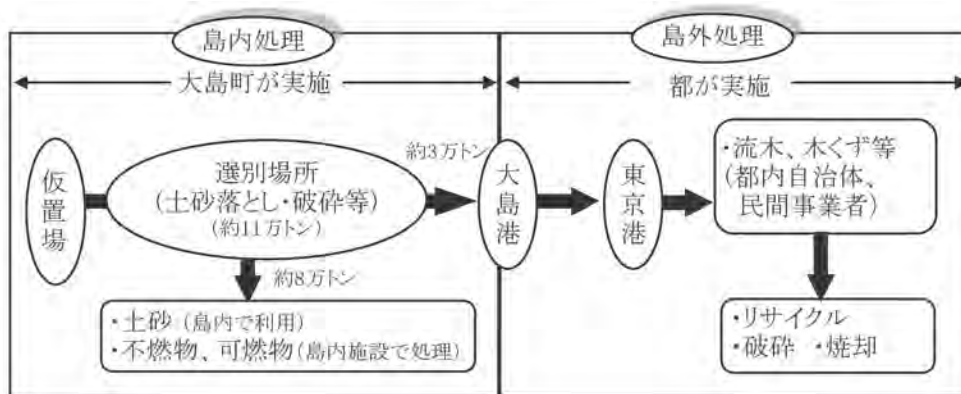


図 災害廃棄物処理にかかる大島町と東京都の役割分担

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

○災害廃棄物処理の実施

- ・ 一次仮置場のうち火山博物館駐車場に設けられていた仮置場については、集積された廃棄物の腐敗、悪臭や害虫等によって周辺住民の生活環境が悪化し苦情等も寄せられていたことから、その解消に向けて東京都に対する島外処理の先行事業を実施した。
- ・ その実績を受けて、一部処理計画書を修正した上で、平成 26 年 1 月から本格的な災害廃棄物処理を開始した。町では、島内処理業務について 4 つの業務に分類し、それぞれの業務について町と防災協定を締結している建設業者等に委託して執り行うこととした。なお、当時は災害廃棄物処理について事業者による再委託が認められていなかったため、関係事業者すべてと契約という形となることから、契約作業は非常に煩雑であった。
- ・ 港湾での災害廃棄物運搬用のコンテナの受け取り時の受け入れ基準への適合確認などの東京都の処理については東京都側の受託業者が実施した。

表 島内処理業務の分類

業務名称		業務場所
①	現場分別、収集運搬業務	被災現場及び一次仮置場
②	北部二次仮置場選別・前処理業務	オーレック(株)敷地内
③	南部二次仮置場選別業務	差木地土砂採掘場跡地
④	コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務	コンテナ基地、元町・波浮港

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平成 27 年 3 月)

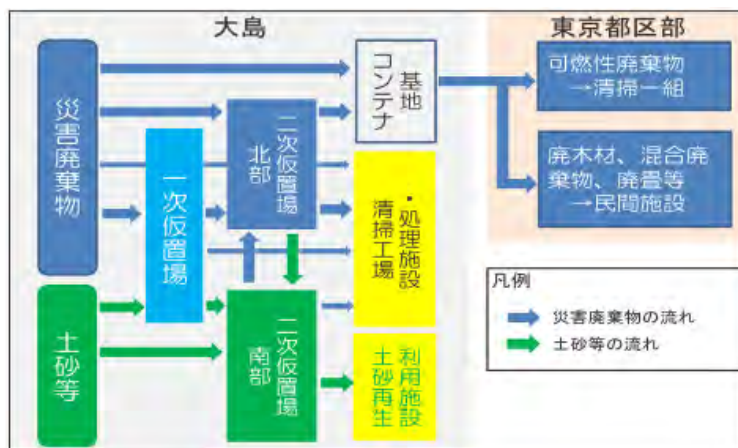


図 大島町災害廃棄物等処理フロー (概要)

(出典) 大島町・東京都環境局・公益財団法人東京都環境公社「大島町災害廃棄物処理事業記録」(平

成 27 年 3 月)

- ・ 町では災害廃棄物処理の本格化に伴い、一次仮置場の解消を最優先とした工程管理を重視した。そのため、町、島内処理を担う島内事業者、東京都、東京都から現場監理業務を委託された公益財団法人東京都環境公社が参集する工程調整会議を開催し、情報共有や行程に関する調整・協議を行った。
- ・ 同会議では災害廃棄物処理に関するさまざまな苦情への対応等についても協議を行っており、例えば島内を廃棄物運搬用のトラックが走行することへの不安が住民から寄せられたことから、廃棄物運搬用のトラックについては島内道路を反時計回りに通行することを決定するといった調整も行われた。
- ・ こうした取組の結果、平成 26 年 6 月 25 日には市街地にあった 8ヶ所の一次仮置場はすべて解消され、その後、島内の廃棄物については被災現場から島の南北 2ヶ所に設けられた二次仮置場に直接搬入された。

(3) 復旧・復興体制の構築

【20130103】復旧・復興体制の構築（東京都）

①大島応急復旧プロジェクトチームの設置

- ・ 東京都では、発災直後から自衛隊、警察、消防等の機関と連携した救出救助活動を行うとともに、庁内各局が連携し、支援物資の調達、住宅の提供など、大島町の応急復旧対策や生活再建支援などの被災者支援を進めてきた。こうした被災者支援活動の加速化や、中長期的な防災対策の充実に向けて、発災から 2 日後の平成 25 年 10 月 18 日に、秋山副知事を座長とする「大島応急復旧プロジェクトチーム」を設置した。
- ・ 同プロジェクトチームは、今回の災害における被害や課題等を踏まえ、生活再建や産業・観光支援、危機管理、都市・インフラ復旧に関する 4 つのワーキンググループを設置し、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から都が行うべき取組や大島町への支援策等について検討を行い、取りまとめた。

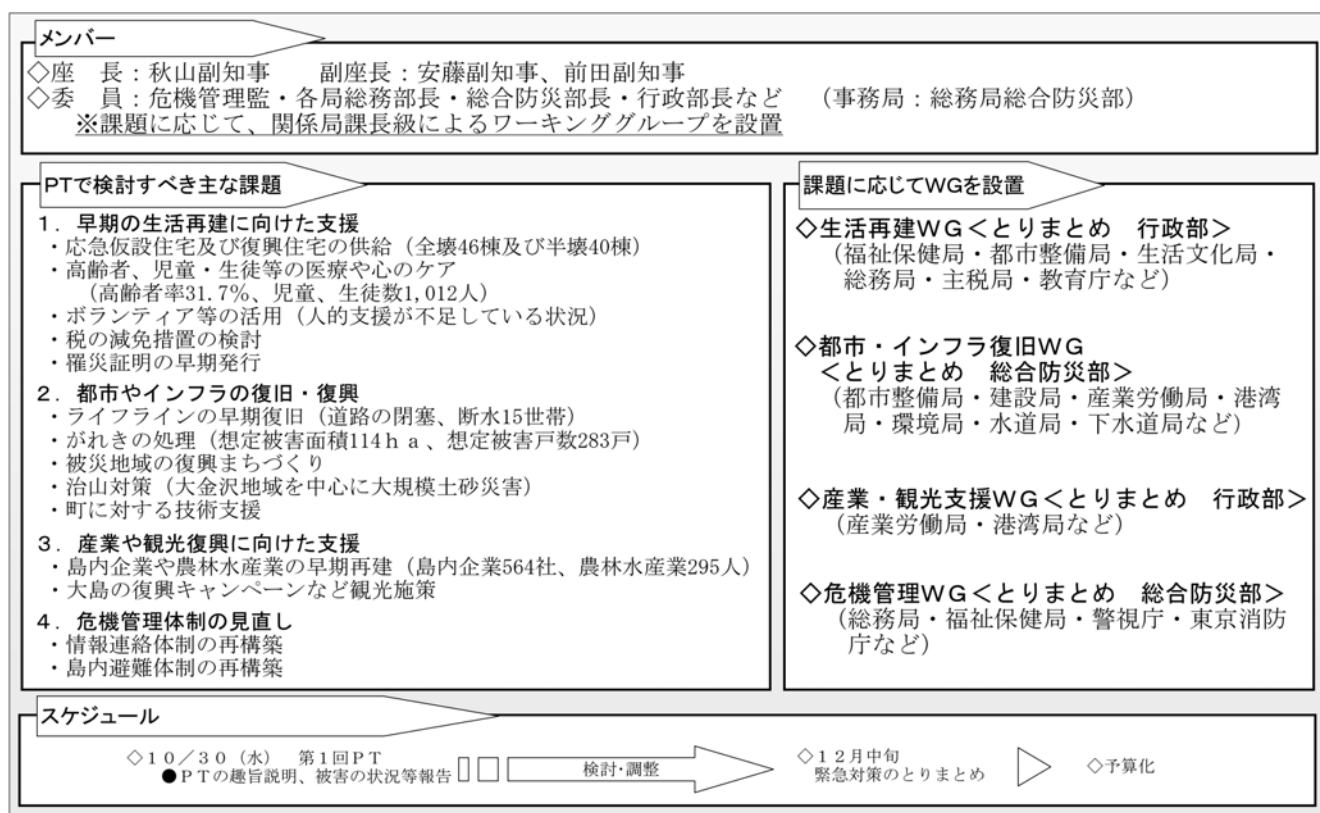


図 大島応急復旧プロジェクトチームの概要

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

②大島災害復興対策連絡調整会議

- ・ 大島町が平成 25 年 12 月 6 日に災害復興本部を設置するなど、応急的な復旧事業を展開する段階から本格的な復興に向けた取組を実施する段階へと移行していく中で、東京都としても全庁的な支援体制を継続していくことが求められた。
- ・ 具体的には、大島応急復旧プロジェクトチームで掲げられた各局事業の円滑な推進のための進捗管理、事業間調整や、今後事業化される事業等の各種調整、大島町が策定する復興計画等に対し各局が行う技術的助言等の調整等を行う必要性が想定されることから、「大島応急復旧プロジェクトチーム」を解消し、「大島災害復興対策連絡調整会議」を平成 25 年 12 月 25 日に設置している。

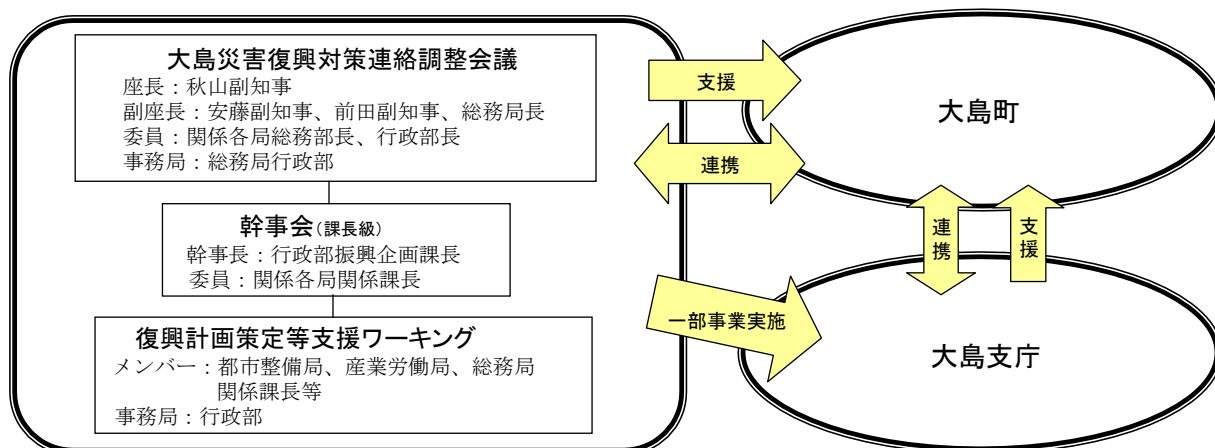


図 大島災害復興対策連絡調整会議の組織体制

(出典) 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 年 12 月)

【20130104】 復旧・復興体制の構築 (大島町)

①災害復興本部の設置

- ・ 大島町では、町長を本部長とする復興本部を平成 25 年 12 月 6 日に設置した。復興本部組織は以下の通りであるが、災害規模が大きく復旧・復興事業における東京都の役割が大きいことから、復興本部会議には東京都大島支庁から支所長以下 5 名が参加した。

表 大島町災害復興本部組織

本部長：町長
副本部長：副町長
本部員：総務課長、政策推進課長、会計室長、 議会事務局長、福祉けんこう課長、住民課長、 税務課長、地域整備課長、消防長、 教育文化課長

(出典) 大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成 29 年 3 月)

②土砂災害復興推進室の設置

- ・ 発災後約 1 年間は、政策推進課内に復興係（発足時職員 2 名、その後 3 名に増強）を設置し、復旧・復興に関する取り組みを進めていたが、平成 26 年 11 月 7 日に、課相当の組織として土砂災害復興推進室を設置した。
- ・ 土砂災害復興推進室は発足当時、室長以下 5 名体制（兼務含む）であったが、平成 27 年 4 月 1 日から建設課長と兼務していた室長を専任とし、用地係、復興整備係、推進係の 3 つの係からなる室として、町の職員 7 名と東京都からの派遣されている併任職員 3 名の 10 名体制となった。
- ・ 東京都からの派遣職員は、平成 25 年 11 月から政策推進課に併任職員として 2 名派遣されており、平成 27 年 4 月 1 日から 3 名となった。内訳は特別参事、主査・主任であった。その後、平成 28 年

度から2名となり、同年度で終了となった。東京都の派遣職員も町の職員も同様の業務を担当していたが、管理職（特別参事）の職員は東京都との連絡調整役として機能していたことは非常に効果的であった。

③技術系職員の確保

- ・ 町では、技術系職員が管理職1名しかいなかったことから、平成27年4月1日から2名の技術系の任期付職員を追加採用した。
- ・ 1名は、土砂災害復興推進室復興整備係に配属となり、メモリアルパークの設計等を担当している。もう1名は地域整備課に配属となっている。

(4) 復興方針の検討

【20130105】復興方針の検討（大島町）

- ・ 平成25年12月17日、復興に向けた動きをより本格化させるため、「大島町土砂災害復興基本方針—島の地域力と協働による安全・安心なまちの再生をめざして—」を策定した。
- ・ 同方針の中で、町民と行政の協同と連帯によるまちづくりを着実かつ積極的に推進することを基本理念に掲げ、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」の4つのテーマを復興計画の柱として掲げた。
- ・ さらに、それぞれの柱について、当面の施策を記載した。



図 大島町災害復興基本方針に定めた4つのテーマと当面の施策

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成29年3月)

(5) 復旧・復興計画の策定

【20130106】復興計画の策定（大島町）

①計画の目的と位置づけ

- ・ 土砂災害からの復興を具体的に推進していくため、町では平成 26 年 9 月に「大島町復興計画」を策定した。
- ・ 本計画は、現行の大島町基本構想、基本計画を踏まえながら、緊急に必要とされる被災者の生活再建や産業復興、避難等防災対策の強化のための施策を速やかに実行するための計画として位置づけられた。

②計画の期間と内容

○計画の期間

- ・ 復興計画の期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とした上で、急がれる課題である被災者の生活再建や土砂災害対策短期対策の実施、平成 28 年度から始まる第 6 次基本構想・基本計画の期間との整合等を踏まえ、前期、中期、後期の 3 段階ごとに目標を設定している。

	前期 平成 26～28 年度	中期 平成 29～31 年度	後期 平成 32～35 年度
大島町復興計画	被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目的が立つことをめざします。		
	活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。		
	「復興でめざす島の姿」を実現します。		
復興の柱 1 被災者生活再建支援	被災者への資金等の支援 住宅再建の支援 多様なサービスの提供 情報提供と相談体制の確立		(必要な時に必要な支援を継続して実施)
復興の柱 2 地域基盤・インフラの復旧	地域基盤の整備、インフラの復旧と機能強化 がれき等の撤去処分		
復興の柱 3 産業・観光復興支援	島内企業の早期再建と商工業の振興、農業の早期再建と振興、水産業の早期再建と振興、観光振興の推進		
復興の柱 4 防災まちづくりの強化	台風 26 号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂、災害情報の連絡体制の再構築、災害対応力の強化、島内避難体制の再構築、避難施設の強化等、災害教訓の伝承と地域防災力の向上		
元町地区の復興まちづくり計画	事業計画策定	住宅再建支援、生活道路・公園等の整備・大金沢流路改修	
【参考】 大島町基本構想・基本計画	第 5 次基本構想・基本計画	第 6 次基本構想・基本計画（平成 28～35 年度）	

図 大島町復興計画の復興期間と目標・柱毎のスケジュール

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

○計画の構成・内容

- ・ 復興計画は、復興方針で定めた 4 つの復興の柱を踏まえた「全島に係る復興計画」と特に被害が甚大であった元町地区のこれからの復興まちづくりを推進するための「元町地区の復興まちづくり計画」から構成されている。

【大島町復興計画の構成】

1. 大島町の復興計画の策定にあたって
2. 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について
3. 全島にかかわる復興計画
 - 復興の柱1 被災者生活再建支援
 - 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧
 - 復興の柱3 産業・観光復興支援
 - 復興の柱4 防災まちづくりの強化
4. 元町地区の復興まちづくり計画
5. 復興の推進体制

図 大島町復興計画の構成

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

- ・ 「元町地区の復興まちづくり計画」では、後述する被災者に対するヒアリング調査等を踏まえ、土地利用方針及び地域基盤の整備方針に係るゾーニングも、施策・事業とあわせて提示している。その中では、被害が大きく被災者の中でも現地での再建意向がほとんど見られなかった地域については、土地の買収により被災者の再建支援を行う観点からも、都市計画決定による都市公園をメモリアルパークとして整備する方針を定めた。
- ・ なお、都市公園用地を買収するにあたって代替地は用意していなかったため、移転先について具体的な意向があればその土地の地権者の売却意向を確認するといった調整も行った。

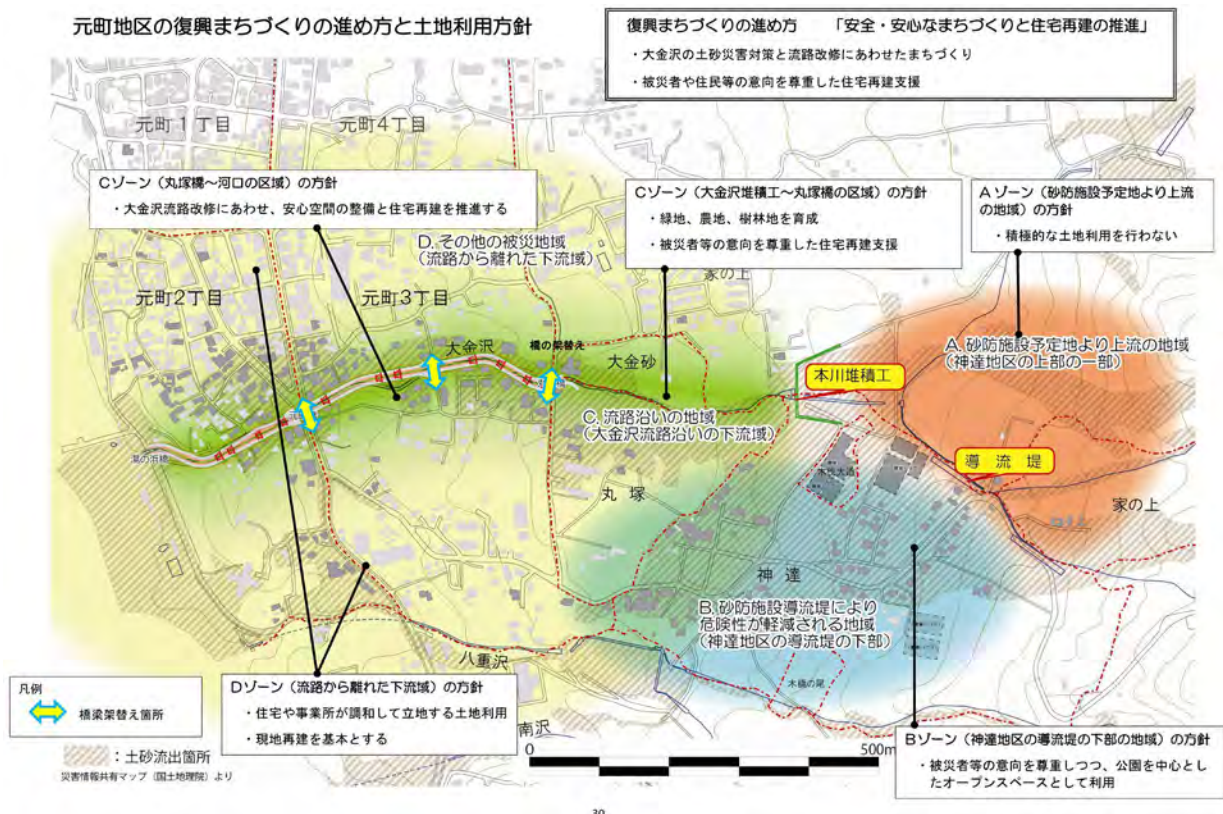


図 元町地区の復興まちづくりの進め方と土地利用方針

(出典) 大島町「大島町復興計画」(平成26年9月)

③検討体制

- ・ 大島町復興計画の策定にあたっては、学識経験者や東京都、町の行政機関で構成される「大島町復興計画策定委員会」を設置した。有識者の選定について町ではノウハウがないため、東京都行政部の大島災害復興対策担当とも相談し、決定した。
- ・ 策定委員会は平成 26 年 2 月 21 日に第一回委員会を開催し、その後計画策定まで現地視察含めて全 7 回開催した。
- ・ 事務局は、政策推進課の復興係が担当し、業務の一部をコンサルタントに委託した。

④住民合意形成のポイント

○住民意向調査等の実施

- ・ 復興計画の策定にあたって、被災者や住民の意見を可能な限り反映させるため、住民意向調査（アンケート調査）やヒアリング調査を実施した。
- ・ 住民意向調査は、平成 26 年 2 月 20 日から 3 月 5 日にかけて、被災者を含む町の全世帯を対象として、アンケート調査を実施した。アンケート調査では、復興基本方針に定めた 4 つの柱である「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」のそれぞれに関する意向と町民参加の復興計画策定に関する意向について把握した。
- ・ ヒアリング調査では、被災者全世帯を対象として今後の意向を幅広く聴取する目的で、平成 26 年 4 月 17 日から 4 月下旬まで実施し、課長職職員を含む 3 名体制で訪問調査を行った。課長職職員が直接訪問することで、被災者から一担当者では聞き出せない様々な意向や思いを引き出すことができ、非常に効果的であった。当時は支援の方向性や復興の方向性などがまだ決まっていない時期であったため、支援制度に関する意見や今後の再建意向に関する意見があった一方で、まだ先のことは考えられないといった意見も寄せられた。

○復興町民会議の開催

- ・ 町民からの意向把握を重視するという町の方針もあり、平成 26 年 4 月 22 日に「第 1 回大島町復興町民会議」を開催し、その後全 7 回開催した。参加者は町民から 25 名を公募で選出し、各種団体、関係機関の代表者等 25 名をあわせ、合計 50 名体制で実施した。
- ・ より時間を掛けて、具体的な話し合いをすることを企図して、復興町民会議全体会の下に「産業・観光復興支援分科会」「防災まちづくり分科会」「元町地区復興まちづくり分科会」の 3 つの分科会を設置し、詳細かつ具体的な検討を行った。
- ・ 復興町民会議での検討結果は、策定委員会に報告することで、復興計画の策定に反映していったが、参加人数が多かったことや、被災者と被災者でない町民の両方が参加していたことから復興に対する温度差があったことから、取りまとめが難しい場面も発生した。

表 大島町復興町民会議の開催概要

回	開催日時	検討事項	出席者数
第 1 回	平成 26 年 4 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画策定に向けての今後の進め方について ・ 委員長の選出 ・ 副委員長の氏名 ・ 大島町復興町民会議の進め方について ・ 分科会の設置について ・ その他 	43 名
第 2 回	平成 26 年 5 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会の設置について ・ 策定委員との懇談会 	41 名
第 3 回	平成 26 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分科会報告 ・ 復興計画骨子について 	36 名
第 4 回	平成 26 年 7 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	38 名
第 5 回	平成 26 年 8 月 12 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画素案について ・ 今後のスケジュールについて 	35 名
第 6 回	平成 26 年 9 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について ・ その他 	31 名
第 7 回	平成 26 年 9 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大島町復興計画案について（分科会報告） ・ その他 	37 名

※分科会は各分科会毎に 8 回程度実施

（出典）大島町復興町民会議「大島町復興町民会議 検討の記録」（平成 26 年 9 月）

○説明会の開催・パブリックコメントの実施

- ・復興計画の策定にあたっては、平成 26 年 8 月に素案に関する住民説明会を開催したほか、平成 26 年 9 月 1 日から 8 日の間でパブリックコメントを実施した。

(6) 生活再建に関する相談対応

【20130107】被災者生活支援連絡会の設置（大島町）

- ・町では、被災者に関する様々な情報を共有し、的確な生活・復興支援を行うため、大島社会福祉協議会が事務局となり、大島町役場の福祉けんこう課けんこう係、子ども家庭支援センター、土砂災害復興推進室、東京都大島支庁総務課福祉係、東京都島しょ保健所大島出張所、大島町民生児童委員協議会、大島社会福祉協議会生活支援相談員を構成メンバーとした「被災者生活支援連絡会」を設置し、定期的に会議を開催している。
- ・被災者生活支援連絡会では、被災者毎にエクセルを用いたデータベースを作成し、いつどの組織が訪問したか、現在の状況がどうなっているか等を把握できるようにした上で、個別に協議し、対応が必要な状況が発生していると判断される場合には、その状況に最も適切な機関が対応することとしている。
- ・平成 25 年 11 月頃から、島しょ保健所と町の福祉けんこう課の保健師等が被災者の健康管理、心のケアの観点から定期的な訪問を行っていた。しかし土砂災害復興推進室による被災者訪問調査など、様々な部署で情報収集を行っていたことから、それぞれの情報を集約・共有する目的から開始したものである。当初は福祉けんこう課が事務局を行っていたものであるが、平成 27 年度から社会福祉協議会に移行した。今後は災害対応ではなく通常業務の中で、同様の取組が継続できるようにする予定である。

(7) 恒久住宅の確保

【20130108】住宅再建費用に関する独自支援（大島町）

- ・町では義援金を原資として独自の生活再建支援策を展開しており、その 1 つとして、被災者生活再建支援金に加えて、住宅再建のための必要な経費を支援する「大島町住宅再建支援補助金」制度を構築した。
- ・同制度は、半壊以上の世帯を対象として、建設・購入の場合は上限 300 万円、補修の場合は上限 100 万円として、必要な費用の全額を町で負担するものである。

大島町住宅再建支援補助金 平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 11 月 15 日	
事業概要	被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援する。
支援対象・支援内容	<p>対象 : 台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修又は建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない） ・現に被災した住宅に住んでいた者 ・り災証明が半壊以上 ・持ち家、借家は問わない <p>支援内容：(1) 建設・購入：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 300 万円） (2) 補修 : 実費額の 10 分の 10 とする（上限額 100 万円）</p>
支援実績等	26 年度実績…7 件（購入 3 件、建築 2 件、修繕 2 件） 27 年度実績…12 件（購入 3 件、建築 6 件、修繕 3 件） 28 年度実績（平成 29 年 2 月 1 日現在）…11 件（購入 1 件、建築 8 件、修繕 2 件）

図 大島町住宅再建支援補助金の概要

（出典）大島町「平成 25 年伊豆大島土砂災害記録誌」（平成 29 年 3 月）

(8) 土砂災害対策

【20130109】土砂災害対策の見直し（東京都）

- ・ 伊豆大島では、平成元年度に策定された「大島総合溶岩流対策基本計画」に基づき整備が進められてきたが、平成 25 年台風 26 号による土砂災害では施設整備率の比較的高い元町地区で甚大な被害が生じていることから、今回の土砂災害を踏まえた見直しを図り、対策案を新たに検討する必要がある。
- ・ このため、東京都では伊豆大島土砂災害対策検討委員会を設置し、平成 25 年台風 26 号に伴う土砂災害の発生メカニズムを分析した上で、伊豆大島における土砂災害対策の基本方針及び元町地区における土砂災害対策の基本計画について検討を行った。

日付	検討委員会	検討項目
平成 25 年 1 月 29 日 13:30-16:00	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 背景および本委員会の目的 ➤ 土砂災害の発生状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然条件 ・ 土砂生産状況 ・ 土砂・流木の流下、堆積状況
平成 25 年 1 月 25 日 13:30-16:00	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 火山砂防計画の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行砂防計画 ・ 火山砂防計画の方向性 ・ 基本方針の検討
平成 26 年 2 月 20 日 9:30-12:00	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大金沢における今後の土砂災害対策（案） <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の土砂災害対策の概要 ・ ハード対策（案） ・ ソフト対策（案）
平成 26 年 3 月 11 日 13:30-16:00	第 4 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 検討委員会報告書のとりまとめ

図 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の開催記録

(出典) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」(平成 26 年 3 月)

(9) 災害記憶の継承

【20130110】第三者調査委員会による検証の実施（大島町）

①検証実施の背景

- ・ 町をはじめとした関係機関の対応や事前の防災対策のうちソフト面に関する内容について、第三者による客観的な視点から事実を明らかにし、教訓を導き出すことを目的として実施した。

②検証の対象

- ・ 土石流発生のメカニズムや砂防施設などハード対策の課題については対象とせず、ソフト面の取組を対象とした。また、発災後の救助・捜索活動に関しても、命を救うことができた可能性のある時期を中心に検討するため、発災当日の活動のみを検証の対象とした。

③検証体制・検証方法

- ・ 検証にあたっては、5名の有識者から構成される「平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会」を設置し、準備会を含め計 6 回の委員会を開催した。
- ・ 検証にあたって、消防本部や東京電力、東京都、気象庁等の関係機関から情報提供を受けた。また、大島町職員やその他関係機関職員、地域住民、消防団員等を対象とした計 25 回のインタビュー調査や大島町全世帯を対象としたアンケート調査を実施した。

	日 時	主な内容
準備会	平成27年10月3日(土) 10:00~13:15	<ul style="list-style-type: none"> 委員会について(設置要綱確認) 委員会における情報取扱いについて 調査の範囲・調査内容等について
第1回	平成27年10月17日(土) 10:30~14:40	<ul style="list-style-type: none"> 現地視察 公開文献等で得られた情報について 今後の調査内容・調査方法について
第2回	平成27年11月21日(土) 10:43~14:40	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 大島町民アンケート調査結果(暫定速報版) 大島町職員アンケートについて
第3回	平成27年12月25日(金) 13:00~17:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 今後の進め方について
第4回	平成28年1月20日(水) 10:00~12:30	<ul style="list-style-type: none"> これまでの情報収集で得られた事実等について 分析の方向性について
第5回	平成28年2月29日(月) 13:00~17:15	<ul style="list-style-type: none"> 報告書案について

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の開催概要

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

④結果の公表

- 調査結果について報告書として取りまとめたほか、2回の報告会を開催した。

	第1回(島内開催)	第2回(島外開催)
日 時	平成28年3月15日(火) 18時~	平成28年3月26日(土) 13時30分~
場 所	大島町開発総合センター1階大会議室	島嶼会館2階会議室
対 象	遺族・行方不明者家族、大島町民	遺族

図 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の検討結果報告会の開催状況

(出典) 平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」(平成28年3月)

(10) 中小企業の再建支援

【20130111】独自補助制度の創設(大島町)

- 東京都は直接被害を受けた中小企業に対する様々な資金融資制度を設けたが、被災企業の再建をより一層推進するためには補助の形での支援が必要との判断から、平成26年12月11日から町が新たに設けた土砂災害復興基金を原資として、店舗等を新築・購入又は修繕する中小企業を対象とした町独自の支援制度である「中小企業再建支援補助」事業を開始した。

中小企業再建支援補助(対象期間:平成25年10月16日~平成29年3月31日)	
事業概要	被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。
支援内容	(1) 店舗等新築・購入の場合:100万円を超える額の2分の1、上限額300万円。 (2) 店舗等修繕の場合:10万円を超える額の2分の1、上限額100万円
支援実績等	26年度実績:20件(新築・購入6件、修繕14件) 27年度実績:49件(新築・購入15件、修繕34件) 28年度実績(平成29年1月31日現在):6件(新築・購入4件、修繕2件)

図 中小企業再建補助事業の概要

(出典) 大島町「平成25年伊豆大島土砂災害記録誌」(平成29年3月)